



第二次富士市子ども・若者育成支援計画

令和4年3月

富士市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	対象者と計画期間の設定について	1
	(1) 対象者	
	(2) 計画期間	
3	計画の位置付け	2
	(1) 国大綱・県計画との整合	
	(2) 計画の位置付け、他計画との連携	
4	基本理念	5
5	計画の体系	7

第2章 子ども・若者を取り巻く課題とその解決への考え方

1	現在の子ども・若者の暮らしぶり	8
	(1) 子ども・若者の人口	
	(2) 子ども・若者の生活習慣	
	(3) 小中学生の規範意識・自己肯定感	
	(4) ICT機器の利用状況	
	(5) 子ども・若者の体験活動	
	(6) 若者の就労環境	
	(7) 子ども・若者の社会参加への意欲	
2	子ども・若者を取り巻く地域社会の状況	20
	(1) 家庭・地域の教育力	
	(2) 青少年健全育成団体の状況	
3	子ども・若者の抱える困難	23
	(1) ニート	
	(2) ひきこもり	
	(3) 不登校・中途退学	
	(4) 非行	
	(5) いじめ	
	(6) 特別支援	
	(7) 児童虐待	
	(8) 貧困	
	(9) 外国人	
	(10) 自殺	
	(11) ヤングケアラー	

第3章 子ども・若者施策の展開

- 1 子ども・若者の健やかな成長と自立 [基本的な柱1] 37
 - (1) 子ども・若者の自己形成への支援
 - (2) 社会の変化に対応できる力の育成
 - (3) 子ども・若者の自立を育む多様な交流の推進
 - (4) 若者の職業的自立と就労支援
- 2 子ども・若者と共に育ち合う地域（まち）づくりの推進 [基本的な柱2] ... 42
 - (1) 家庭の教育力の向上
 - (2) 地域の教育力の向上
- 3 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援 [基本的な柱3] 44
 - (1) 支援ネットワークの形成
 - (2) 相談体制の充実
 - (3) 困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援
 - (4) 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進主体と連携の強化 49
- 2 進行管理 49
- 3 指標 50

資料編 51

- 1 前計画の取組状況と成果
- 2 策定の経過
- 3 富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会
- 4 富士市子ども・若者支援協議会
- 5 子ども・若者育成支援推進法

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援するため、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法（以下、「法」という。）」が施行されました。同年 7 月には国の大綱である「子ども・若者ビジョン」が、平成 26 年 3 月には県の「第 2 期“ふじのくに”子ども・若者プラン」が策定されました。本市においても、すべての子ども・若者が健やかに成長するため、平成 27 年 3 月に「富士市子ども・若者育成支援計画」を策定し、子ども・若者の健やかな成長と自立を積極的に支援していくための施策を展開してきました。

「第二次富士市子ども・若者育成支援計画」は、令和 3 年 4 月に示された国の「子供・若者育成支援推進大綱（以下、「国大綱」という。）」平成 30 年 4 月に示された県の「第 3 期静岡県子ども・若者計画（以下、「県計画」という。）」に則って策定しました。

今般、新型コロナウイルス感染症の流行という、まさに「国難」とも称される事態が発生し、情報化、国際化、少子高齢化が急速に進行するなど、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化する中、多くの子ども・若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は深刻さを増しています。

また、本市では、子どもの権利を保障し「子どもにやさしいまち」の実現を目的として「富士市子どもの権利条例」を令和 4 年度に策定いたしました。

こうした現状を踏まえ、本計画では、子ども・若者が誰ひとり取り残されず、社会の中に安心できる居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、次代を担う子ども・若者の育成や支援を行っていきます。

特に、社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者とその家族を支援するために、本市は、国や県の関係機関等と広く連携し、多角的な支援体制を整備します。

2 対象者と計画期間の設定について

(1) 対象者

本計画の対象者は、0 歳から概ね 30 歳未満の者とします。ただし、ニート対策等、施策の内容によっては、ポスト青年期の 40 歳未満の者も対象とします。また、乳幼児期は親の監護によるものが多く、計画の各施策の対象になりにくい場合があります。

本計画の対象となる「子ども」「若者」「青少年」等については、国大綱に合わせ、以下のとおり定義します。

[子ども・若者・青少年]

「子ども」：乳幼児期、学童期及び思春期の者

「若者」：思春期、青年期の者。施策によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

「青少年」：乳幼児期から青年期までの者

[その他の用語]

「乳幼児期」：義務教育年齢に達するまでの者

「学童期」：小学生の者

「思春期」：中学生から概ね 18 歳までの者

※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合がある。

「青年期」：概ね 18 歳から概ね 30 歳未満の者

「ポスト青年期」：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者

(2) 計画期間

本計画の期間は、第六次富士市総合計画及び第二次富士市教育振興基本計画との連携・整合性を図るため、令和3年度から7年度までの5年間としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によって、第六次富士市総合計画の策定が1年延伸となり、令和4年度から13年度までの計画となりました。

よって、本計画もそれに合わせ、令和4年度から8年度を計画期間とします。

なお、子ども・若者を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、迅速かつ柔軟に施策の推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3 計画の位置付け

(1) 国大綱・県計画との整合

本計画は、法第9条第2項に基づき、本市の「子ども・若者育成支援についての計画」として策定しています。策定にあたっては、国大綱及び県計画に則っています。

《子ども・若者育成支援推進法第9条第2項》

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。

■ (国大綱)

子供・若者育成支援推進大綱

基本方針

- (1) 全ての子供・若者の健やかな育成
- (2) 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- (3) 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- (4) 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- (5) 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

■ (県計画)

夢へはばたけ！ふじのくに若い翼プラン
－第3期静岡県子ども・若者計画－

基本方針

- (1) すべての子供・若者の健やかな成長と自立に向けた支援
- (2) ニート¹、ひきこもり²、不登校³等の困難を有する子供・若者やその家族への支援
- (3) 子供・若者と共に育ち合う地域づくりの推進

¹ ニート：ニートと若年無業者は、ほぼ同意に使用されている。若年無業者とは、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者であり、総務省「労働力調査」は15～34歳としている。内閣府「子供・若者白書」及び県計画、本計画では、ニートを15～39歳としている。

² ひきこもり：仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の者

³ 不登校：何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの

(2) 計画の位置付け、他計画との連携

本計画は「第六次富士市総合計画」の基本方針及び「第二次富士市教育振興基本計画」に示された基本理念等の考え方を具現化していくための部門別計画と位置づけ、すべての子ども・若者の育成支援に関する基本的な方針や計画の体系、進むべき施策の方向性を示します。

また、子ども・若者の育成支援にあたっては、教育、福祉、保健、医療、雇用など、多様な分野の連携が必要となるため、「富士市地域福祉計画」、「富士市子ども・子育て支援事業計画」、「富士市子どもの未来サポートプラン」、「ふじし障害者プラン」、「ユニバーサル就労推進基本計画」、「富士市自殺対策計画」、「富士市スポーツ推進計画」など、他の分野別の計画と整合を図り取組を推進していきます。

「第六次富士市総合計画」では、目指す都市像を「富士山とともに 輝く未来を拓く まち ふじ」と定めています。そして「第二次富士市教育振興基本計画」では、市民憲章の精神を備えた「ふじの教育」が目指す「ふじの人」を、次のように定めています。

<「ふじの教育」が目指す「ふじの人」>

明日にむかって

- 思いやりの心を持ち 共助しあえる人（共助）
- 自然や社会環境を大切に人（環境）
- 広い視野を持ち 学び続ける人（学び）
- 仕事に励み 健やかな生活を送る人（健康）
- 平和で安心安全な社会を創ろうと行動する人（平和）

本計画は、これらの上位計画を踏まえ、本市に暮らす子ども・若者が、自分の夢や未来に希望をもって生き生きと生活できるための環境を整えるとともに、困難を抱える子ども・若者の状況に応じた適切な支援を行っていくため、また、すべての子ども・若者が健やかに生まれ、自立した大人に成長し、次世代を担う「持続可能な地域社会」の実現を目指していくための指針となるものです。

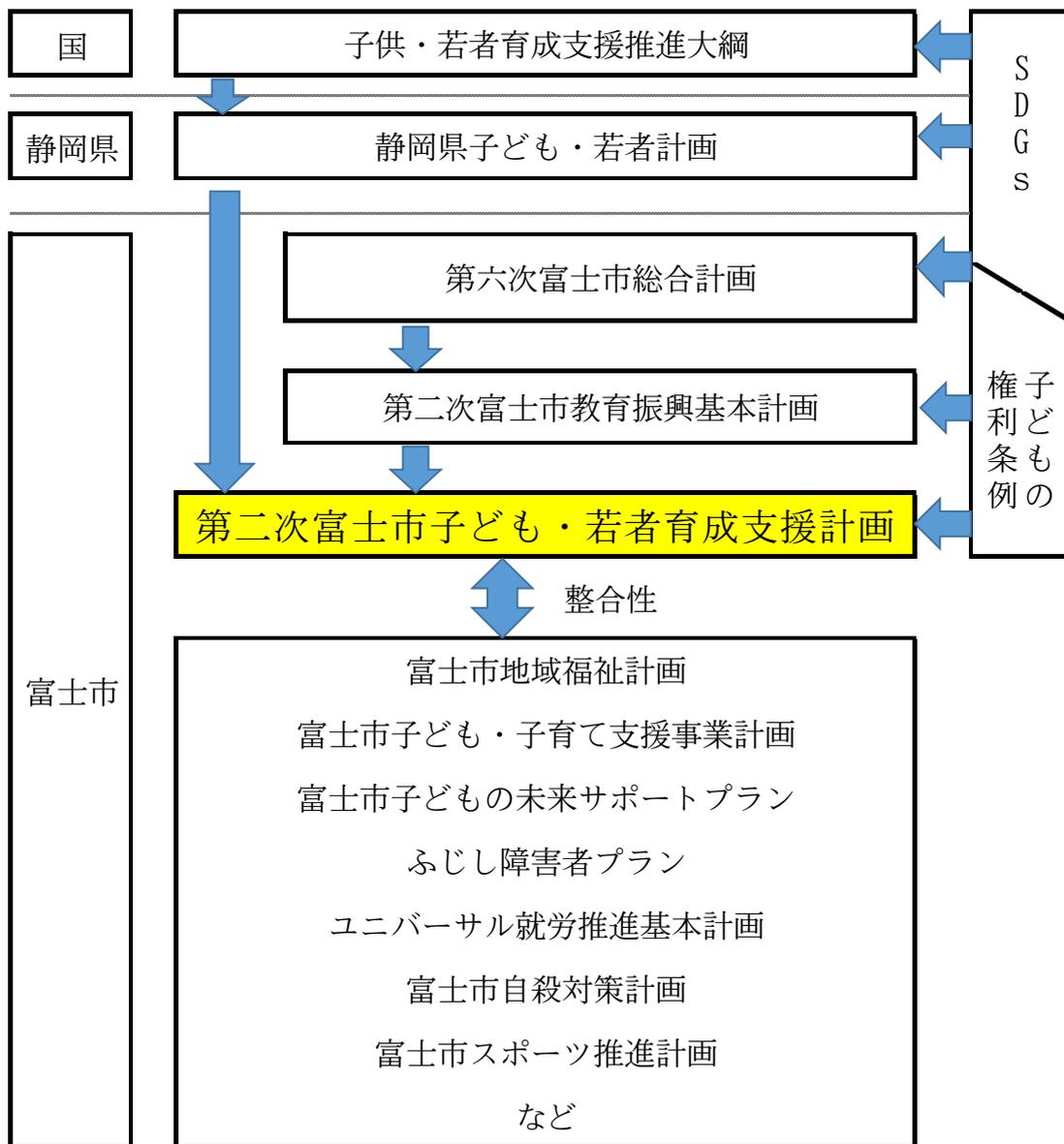
◆持続可能な開発目標(SDGs)⁴

本市は、令和2年7月に「SDGs未来都市」に選定され、令和2年9月には「富士市SDGs未来都市計画」を策定しました。本計画の取組もSDGsに通ずるものとして各施策を推進してまいります。



⁴ 持続可能な開発目標 (SDGs) : 2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のためのアジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

● 計画の位置付けと関連計画



4 基本理念

子ども・若者は、未来を担う大切な存在です。

また、子ども・若者が、誰ひとり取り残されず、年齢や性別、障がい等の有無に関わらず、誰もが健康で元気に、社会の様々な活動の担い手となることができるよう取り組んでいく必要があります。

本市ではこのような基本的な背景を踏まえ、基本理念に「富士に暮らす子ども・若者が夢を抱いて健やかに育ち、すべての人がそれを支え合う地域社会の実現」と掲げます。

そして、これを実現するため、市民が子ども・若者育成の重要性に対して関心や理解を深め、それぞれが担う役割を果たしながら、一体となって「子ども・若者の健やかな成長と自立」「子ども・若者と共に育ち合う地域（まち）づくりの推進」「困難を抱える子ども・若者とその家族への支援」の3つを基本的な柱とし、本計画を推進していきます。

☆基本理念☆

「富士に暮らす子ども・若者が 夢を抱いて健やかに育ち、
すべての人がそれを支え合う地域社会の実現」

〔基本的な柱 1〕 子ども・若者の健やかな成長と自立

子ども・若者が成長・発達し、社会の一員として自立していくためには、豊かな人間性の育成、基本的な生活習慣の形成及び定着化、確かな学力の確保、体力の向上など自立に向けた基礎づくりを支援することが必要です。

また、自然体験やスポーツ体験などの体験活動や、情報・消費者に関する教育を受けることによって、自立した個人に必要な知識や能力、情報を正しく判断する力などが育まれます。

このため、子ども・若者の成長に関わる主体が、それぞれの特徴を生かしながら、成長段階に応じた取組を様々な機会を捉え実施していきます。

また、社会貢献活動への参加を支援するとともに、勤労観や職業観を育む取組を推進します。

【基本的な施策の方向】

(1) 子ども・若者の自己形成への支援

- ①豊かな心の醸成
- ②健康な身体づくりの推進
- ③確かな学力の確保

(2) 社会の変化に対応できる力の育成

- ①生活環境等の変化に対応できる力の育成

(3) 子ども・若者の自立を育む多様な交流の推進

- ①社会参加・交流の推進
- ②スポーツ・文化・自然体験活動等への参加機会の提供

(4) 若者の職業的自立と就労支援

- ①勤労観・職業観の育成
- ②就労の支援

[基本的な柱 2] 子ども・若者と共に育ち合う地域（まち）づくりの推進

子ども・若者の育成支援は、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むことが大切です。核家族化の進行や地域におけるつながりの希薄化、有害環境の多様化が指摘されていることから、家庭や地域の教育力の向上、また、子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化が求められています。

このため、官民の取組において、それぞれの特徴、得意分野を活かしつつ、組織を超えて横断的に連携するとともに、青少年健全育成団体の活動支援や青少年指導者の育成に努めます。

【基本的な施策の方向】

(1) 家庭の教育力の向上

- ①家庭教育への支援

(2) 地域の教育力の向上

- ①地域力の強化
- ②子ども・若者を見守る地域（まち）づくり
- ③青少年リーダー・青少年指導者の育成

[基本的な柱 3] 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援

ニートやひきこもり、不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難や様々な悩みや不安を持ちながらも、それが困難を抱えていると気づかない、また、相談場所がわからないなど、困難には様々なケースがあり、その困難に対して特別な支援が必要な子ども、若者がいます。そのような子ども・若者が抱える問題は、教育、福祉、保健、医療、就労などに関する問題が複雑に絡み合っていることが多いことから、単一機関だけの支援ではなく継続的、包括的な支援が求められています。

このため、困難を抱える子ども・若者とその家族の早期発見や相談機関等への誘導、支援等を行い、若者相談窓口「ココ☆カラ」をはじめとした相談機関同士が連携するなど、子ども・若者とその家族の状況に応じた支援体制の充実に取り組みます。

また、インターネットやSNS等に起因する有害環境から子ども・若者を守る環境づくりを進めていきます。

【基本的な施策の方向】

(1) 支援ネットワークの形成

- ①ネットワークによる支援
- ②地域社会による支援（発見から誘導、相談に繋げる仕組みづくり）

(2) 相談体制の充実

- ①相談体制の充実

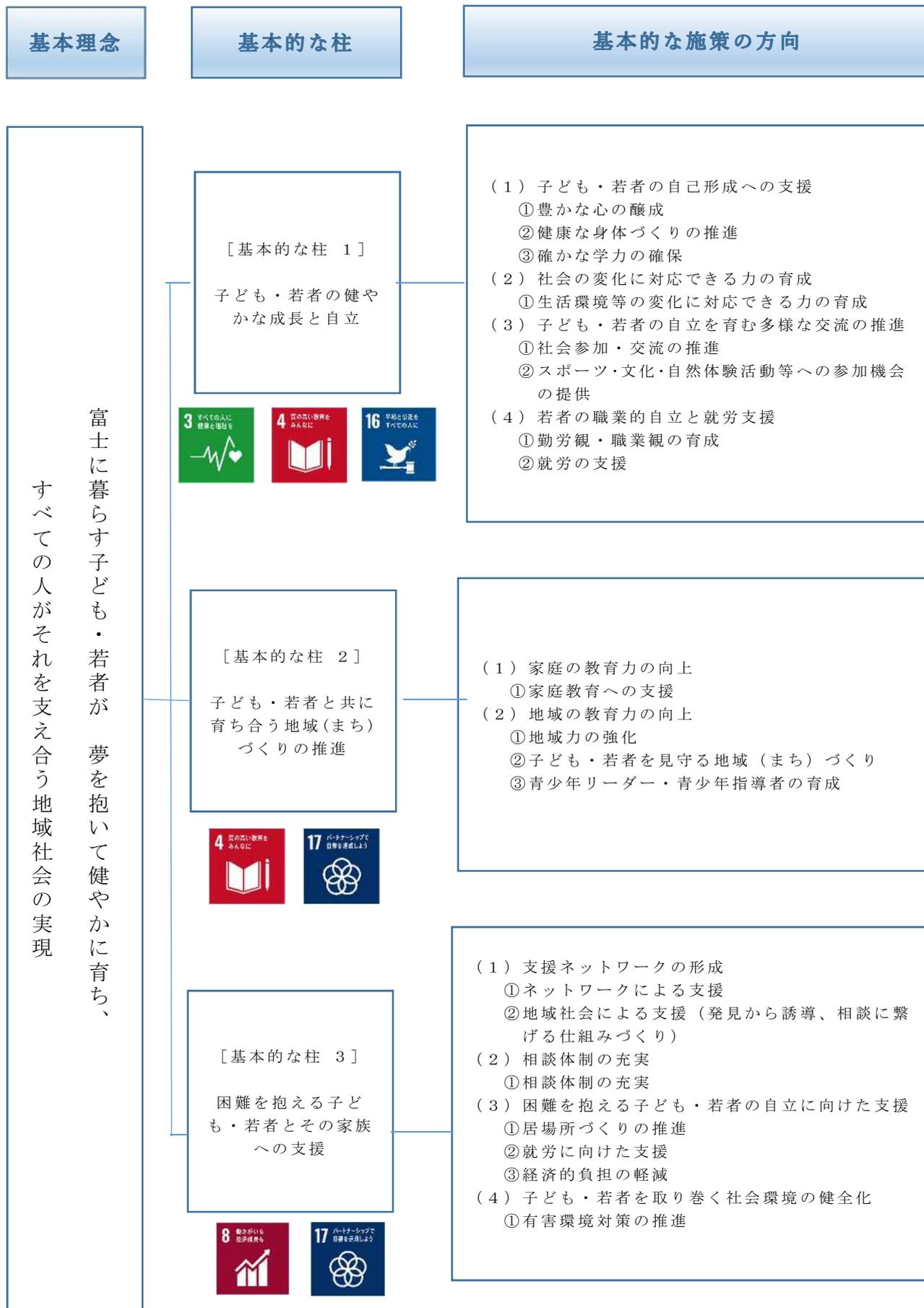
(3) 困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援

- ①居場所づくりの推進
- ②就労に向けた支援
- ③経済的負担の軽減

(4) 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

- ①有害環境対策の推進

5 計画の体系



第2章 子ども・若者を取り巻く課題とその解決への考え方

社会経済環境が大きく変化する中、子ども・若者を取り巻く環境も大きく変わってきています。

現在の世相を反映した、子ども・若者に関連するデータには、様々な視点からのアプローチをしたものがありますが、本計画では、「現在の子ども・若者の暮らしぶり」、「子ども・若者を取り巻く地域社会の状況」、「子ども・若者の抱える困難」の3つの視点から課題の抽出を行い、方向性を示します。

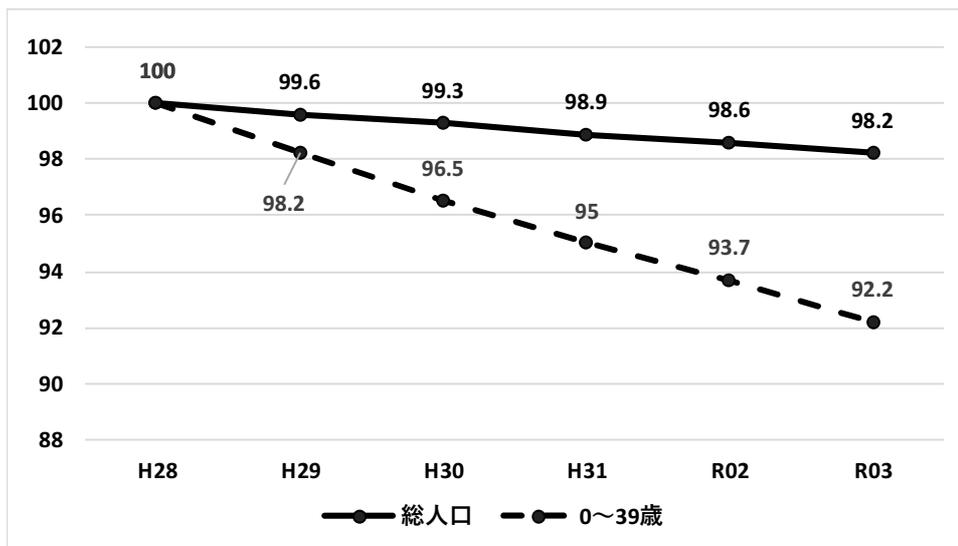
1 現在の子ども・若者の暮らしぶり

(1) 子ども・若者の人口

わが国の人口は、平成20年12月頃をピークに徐々に減り続け、人口全体に占める子ども・若者の人口が特に減少し、少子化が進行しています。

本市においても同様の傾向となっており、平成21年12月にピークを迎えた人口は、減少に転じています。子ども・若者の人口減少率が、本市全体の人口減少率に比べて大きくなっており〔図-1〕、子ども・若者が将来に希望を持てる環境の整備など、効果的な少子化対策を長期的な展望に立って進めていく必要があります。

◆〔図-1〕富士市の総人口と若い世代（0～39歳）の人口指数の推移（平成28年=100）（％）



資料：富士市住民基本台帳数値より作成

(2) 子ども・若者の生活習慣

子ども・若者を取り巻く生活環境は、社会全体の社会規範やモラルなどと密接な関係があります。

本市では、「朝食を食べている」「毎日、同じくらいの時間に寝ている」「起きている」と回答した児童生徒の割合は、全国及び静岡県を下回っており、朝食を食べない児童生徒、睡眠時間が一定でない児童生徒が多いことがうかがえます。〔表-1〕

本市の小学生の放課後の過ごし方では「家で家族と過ごす」と回答した割合が53.1%「習い事をしている」が41.6%「友人と遊ぶ」が39.1%となっています。〔図-2〕

■ [表－1] 小中学生の生活習慣

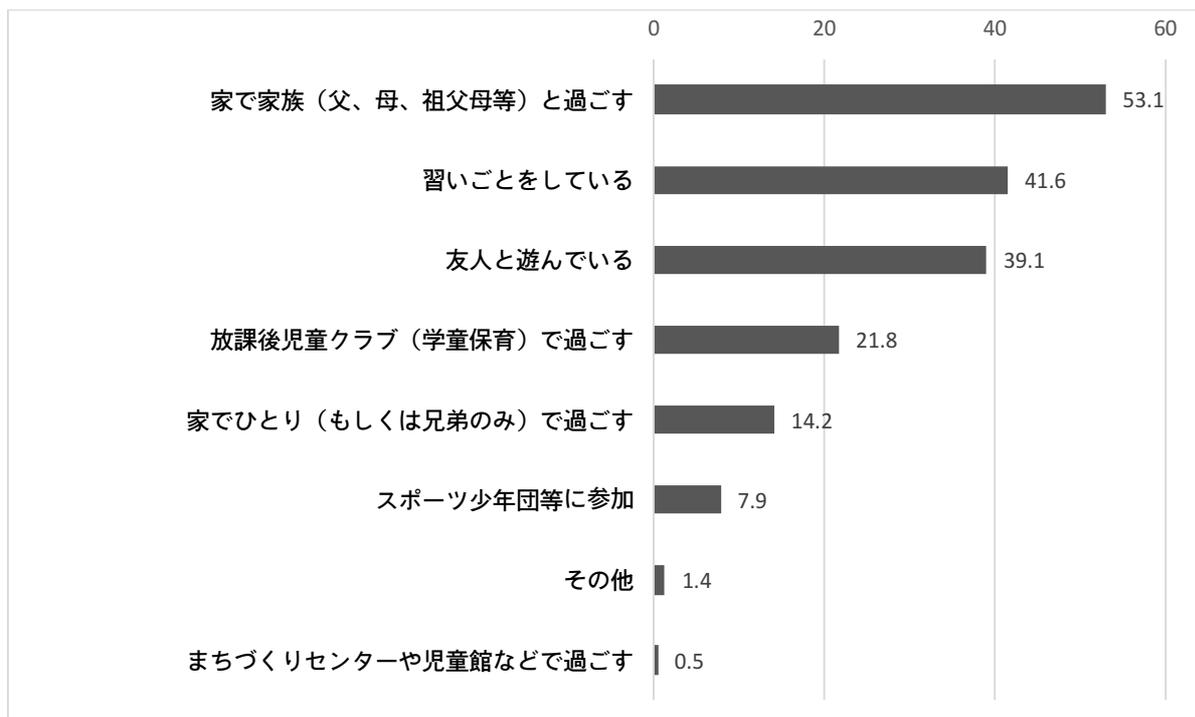
※数値は「している」「どちらかといえばしている」の計 (%)

質問事項	区分	小学校 (6年生)	中学校 (3年生)
朝食を毎日食べていますか	富士市	93.5	90.5
	静岡県	95.5	93.4
	全国	94.9	92.8
毎日、同じくらいの時間に寝ていますか	富士市	77.4	75.0
	静岡県	80.7	78.9
	全国	81.2	79.8
毎日、同じくらいの時間に起きていますか	富士市	88.8	89.7
	静岡県	90.0	92.3
	全国	90.4	92.7

資料：文部科学省 「令和3年度 全国学力・学習状況調査」(公立)

◆ [図－2] 小学生の放課後の過ごし方

(%)



資料：第二期富士市子ども・子育て支援計画

(3) 小中学生の規範意識・自己肯定感

近年、いじめや少年非行など、子どもの問題行動が大きな課題となっており、善悪の判断といった規範意識や倫理観の育成を図ることがこれまで以上に求められています。このため、学校・家庭・地域が十分連携を図り、子どもの豊かな人間性や社会性を育む取組を進める必要があります。

本市では、規範意識の質問に「人が困っている時は進んで助けていますか」と回答した割合が、小学生・中学生ともに全国及び静岡県より低くなっています。[表－2]

また、自己肯定感に関する「自分にはよいところがある」と回答した割合は、小学生・中学生ともに全国及び静岡県より低く「将来の夢や目標を持っていますか」の質

問では「持っている」と回答した本市の小学生の割合は、全国及び静岡県より低く、中学生の割合は、静岡県より低く、全国より高くなっています。[表－3] 将来に希望を持ち、自分に自信と誇りを持つことが、自己肯定感を養います。

自己肯定感が低いと自分の判断に自信が持てなかったり、常に他人の反応が気になったりして生きづらさを感じてしまいます。家庭や学校において親は子を認め、子ども同士はお互いを認め合うことが大切です。

■ [表－2] 小中学生の規範意識

※数値は「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の計 (%)

質問事項	区分	小学校 (6年生)	中学校 (3年生)
人が困っている時は進んで助けていますか	富士市	86.7	86.2
	静岡県	88.9	89.6
	全国	88.7	88.5
いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか	富士市	96.1	94.7
	静岡県	97.0	96.0
	全国	96.8	95.9
人の役に立つ人間になりたいと思いますか	富士市	94.8	94.6
	静岡県	96.1	95.6
	全国	95.5	95.0

資料：文部科学省 「令和3年度 全国学力・学習状況調査」(公立)

■ [表－3] 小中学生の自己肯定感

※数値は「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の計 (%)

質問事項	区分	小学校 (6年生)	中学校 (3年生)
自分には、よいところがあると思いますか	富士市	75.9	72.8
	静岡県	79.3	78.9
	全国	76.9	76.2
将来の夢や目標を持っていますか	富士市	80.1	69.9
	静岡県	81.3	70.0
	全国	80.3	68.6

資料：文部科学省 「令和3年度 全国学力・学習状況調査」(公立)

(4) ICT機器⁵の利用状況

学校教育においては、個別最適な学びの実現を目指し、GIGAスクール構想⁶による1人1台のICT機器の導入により、画像や動画など視覚や聴覚の情報によって楽しみながら効率的な学習が進んでいくことが期待されています。

⁵ ICT機器：情報通信技術。パソコン、電子黒板、携帯電話など

⁶ GIGAスクール構想：子どもたち1人1台の端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想

インターネットを活用することで、地理的・時間的・経済的制約や心身の障害等を乗り越え、必要な知識やスキルを身につけたり、防災情報を含め最新の情報を入手したり、世界中の人々とコミュニケーションをとったりすること等が容易になります。

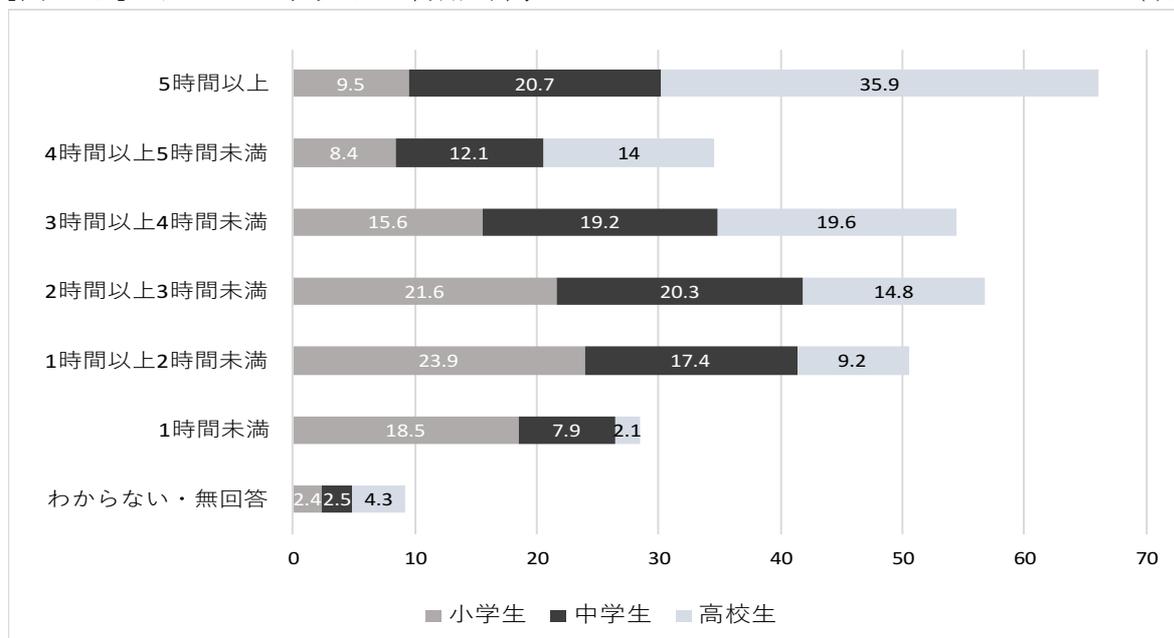
外出自粛を余儀なくされたコロナ禍では、インターネットの必要性が更に強く認識されました。

一方、子ども・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいます。インターネットを1日当たり1時間以上使用している小学生が79%、中学生は89.7%となっています。[図-3] また、テレビゲームを1日当たり3時間以上すると回答した本市の小学生・中学生の割合は、全国及び静岡県よりも高くなっています。[表-4]

このような状況の中、違法・有害情報や虚偽情報の拡散、SNS⁷に起因する犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット利用による問題が増加しています。[図-4・図-5]

子ども・若者が犯罪に巻き込まれることのないよう、生活の中で節度あるICT機器の正しい使い方を広く共有されるためのメディアリテラシー⁸や情報モラル教育⁹が、学校や家庭で求められています。[表-5、図-6]

◆ [図-3] インターネットの利用時間 (％)



資料：内閣府 「令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

⁷ SNS：ソーシャルネットワーキングサービス。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービス

⁸ メディアリテラシー：メディアの特性を理解して使いこなす複合的な能力

⁹ 情報モラル教育：学習指導要領で「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科の指導の中で身につけさせることとしている。

■ [表－４] 小中学生の平日 1 日当たりテレビゲームをする時間

※数値は、3 時間以上と回答した人の割合

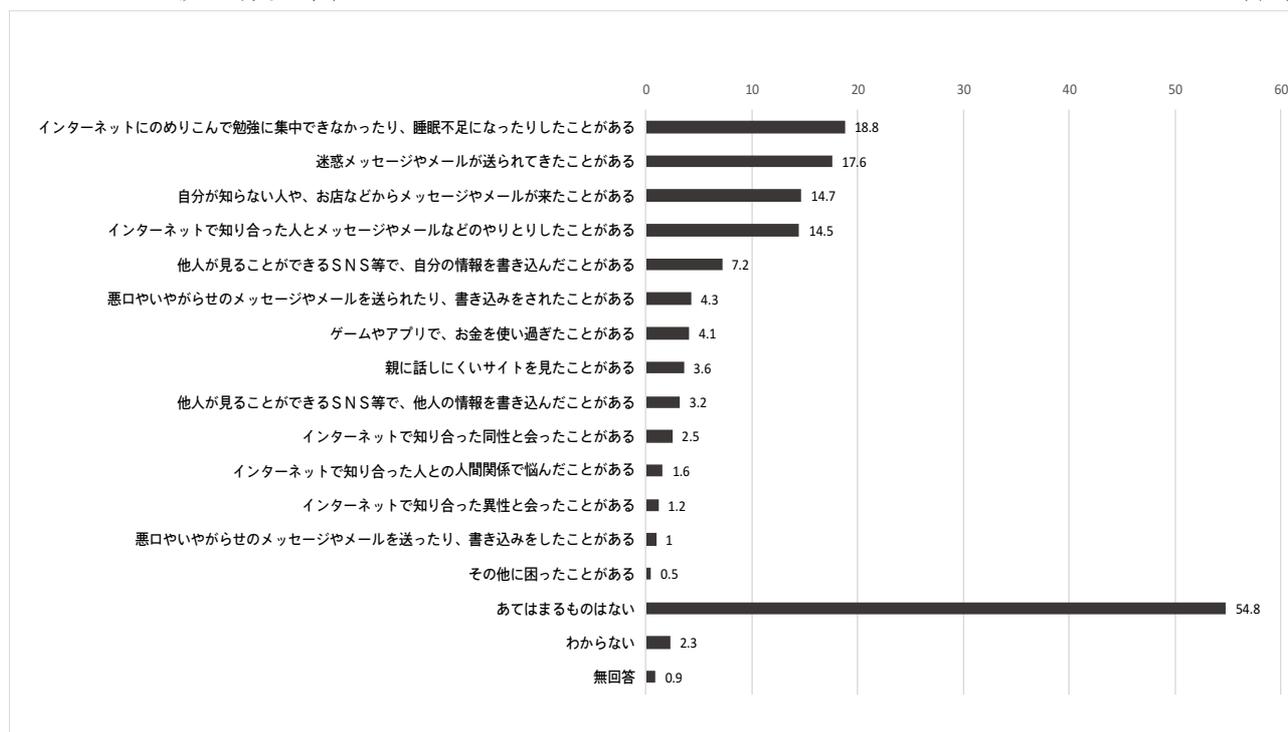
(%)

質問事項	区分	小学校 (6 年生)	中学校 (3 年生)
普段(月曜日から金曜日) 1 日当たりどれくらいの時間、テレビゲーム(コンピューターゲーム、携帯式のゲーム、携帯電話やスマートフォンを使ったゲームを含む) をしますか	富士市	32.2	41.1
	静岡県	29.3	32.6
	全国	29.0	32.3

資料：文部科学省 「令和 3 年度 全国学力・学習状況調査」(公立)

◆ [図－４] 青少年のインターネット上の経験(令和 2 年 11 月 1 日現在で満 10 歳から満 17 歳の青少年)

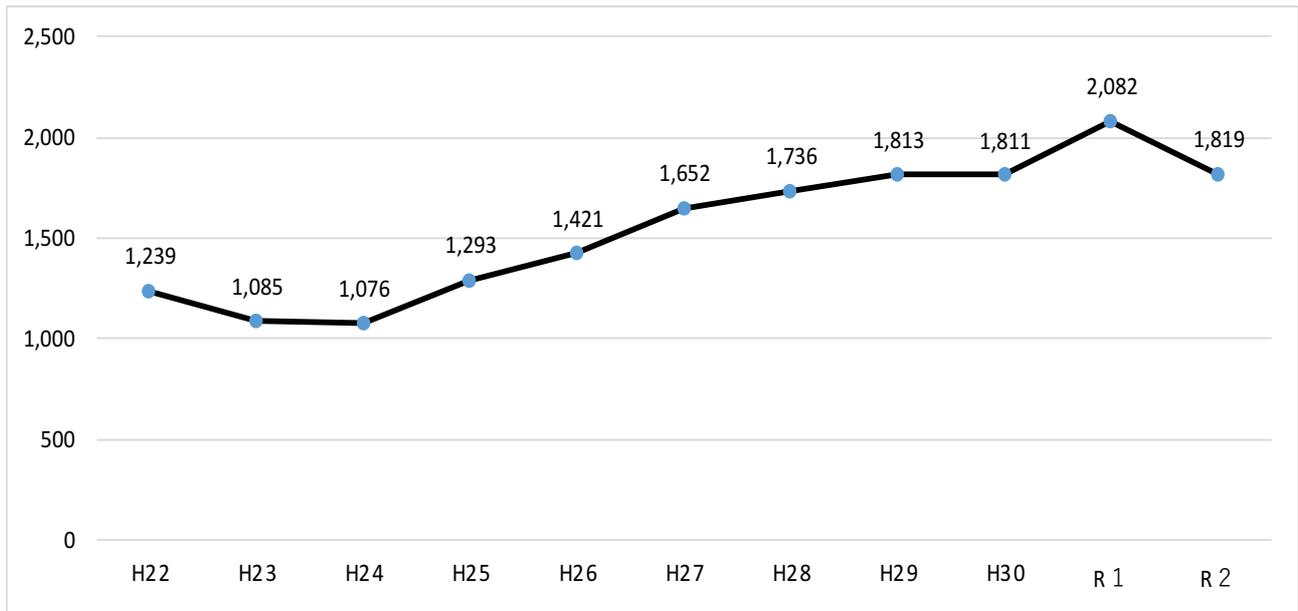
(%)



資料：内閣府 「令和 2 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

◆ [図-5] SNSに起因する事犯の被害児童数

(%)



資料：警察庁 令和2年の犯罪情勢

■ [表-5] 小中学生のスマートフォン等の使い方に関する家族との約束

※数値は「きちんと守っている」「だいたい守っている」の計

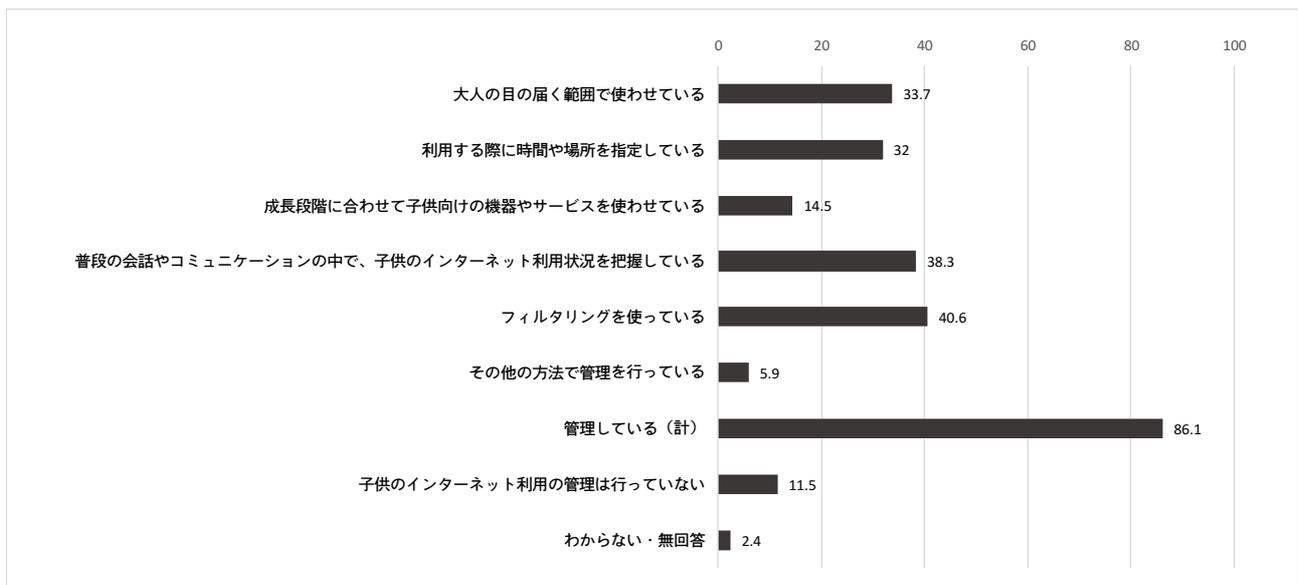
(%)

質問事項	区分	小学校 (6年生)	中学校 (3年生)
携帯電話・スマートフォンやコンピューターの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか	富士市	66.3	61.4
	静岡県	68.5	64.1
	全国	70.1	67.9

資料：文部科学省 「令和3年度 全国学力・学習状況調査」(公立)

◆ [図-6] スマートフォンでインターネットを利用している青少年の保護者の取組

(%)



資料：内閣府 「令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査」

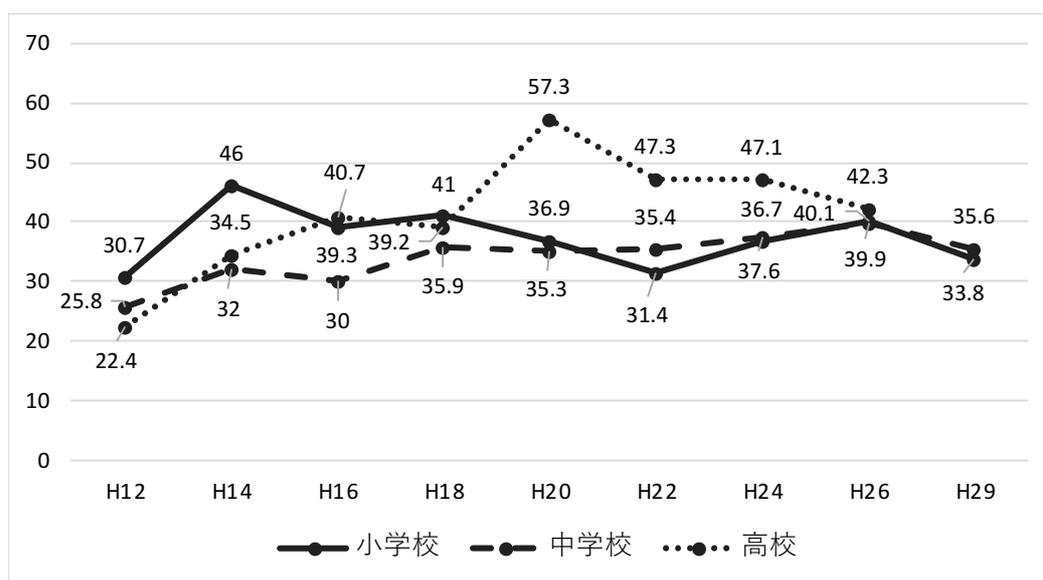
(5) 子ども・若者の体験活動

子どもの「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術などに直接触れる体験活動が重要です。社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、協調性、創造力、変化に対応する力、多様な他者と協働する能力を育むためには、様々な体験活動が不可欠です。

しかしながら、子どもの体験活動の機会が減少しており[図-7]、自然体験活動についてみると、学校以外の公的機関や民間団体が行う自然体験活動への小学生の参加率は概ね55%程度にとどまり[図-8]、コロナ禍がさらに拍車をかけていると思われます。

自然体験を数多く積んだ子どもの方が、自己肯定感や道徳観、正義感が高くなる傾向が見られます。[図-9] 自己肯定感や道徳観、正義感を育むためには、青少年期における様々なステージにおいて、多様な自然体験活動の提供や情報発信が必要です。

◆ [図-7] 学校における体験活動の実施時間数 (時間)

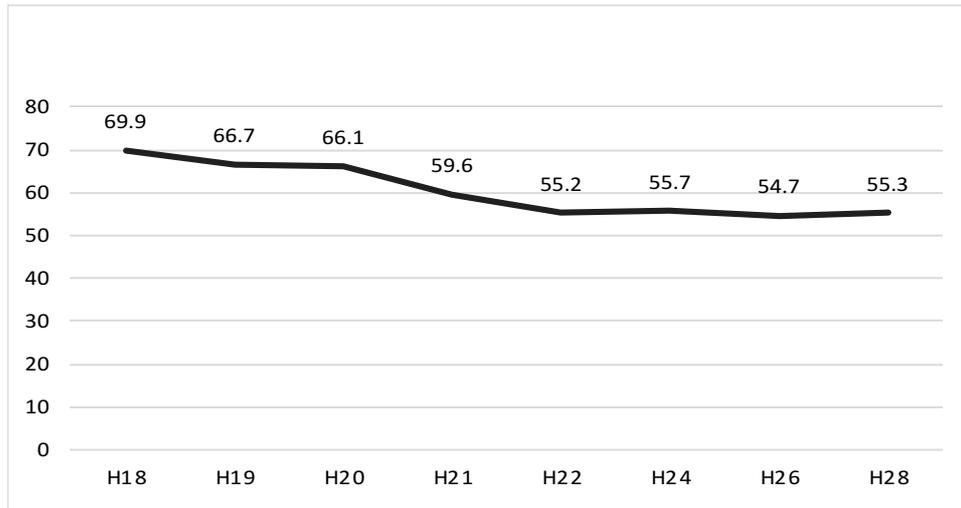


資料：内閣府 平成30年度子ども・若者白書 文部科学省調べ

※小学校は5年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均（45分を1単位時間）、中学校、高校は2年生の1年間で実施する体験活動の総単位時間の平均（50分を1単位時間）

※平成29年度は、高校については調査を実施していない。

◆ [図－ 8]学校以外の団体などが行う自然体験活動への小学生の参加率（％）



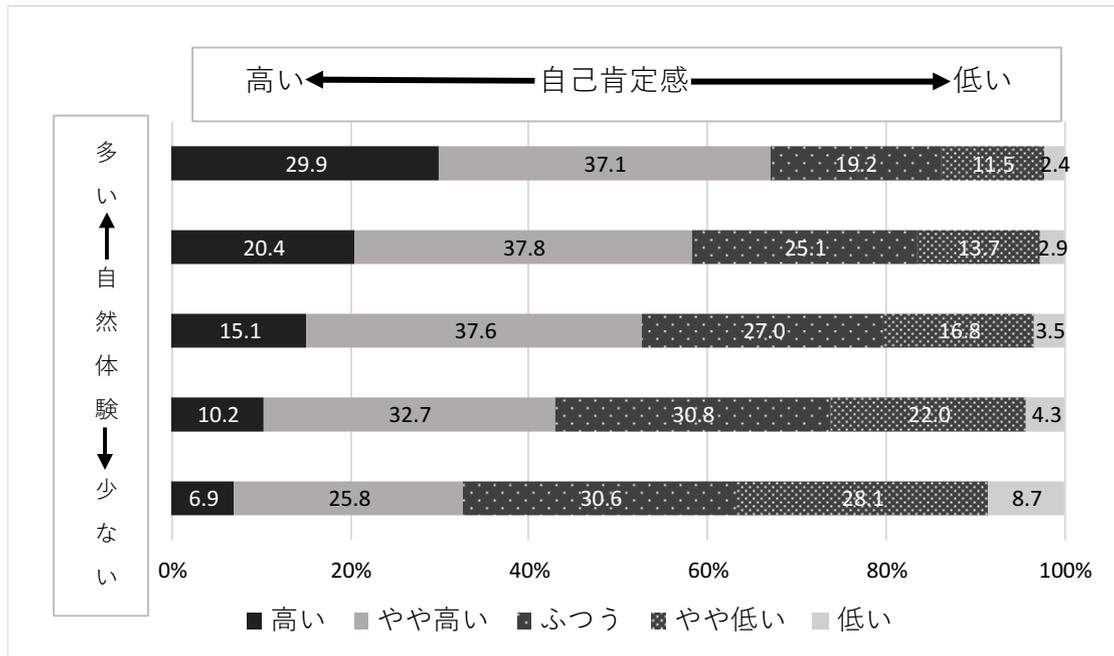
資料：独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（平成 28 年度調査）」

※平成 29 年度より実施していない。

◆ [図-9] 自然体験と自己肯定感、道徳観、正義感との関係

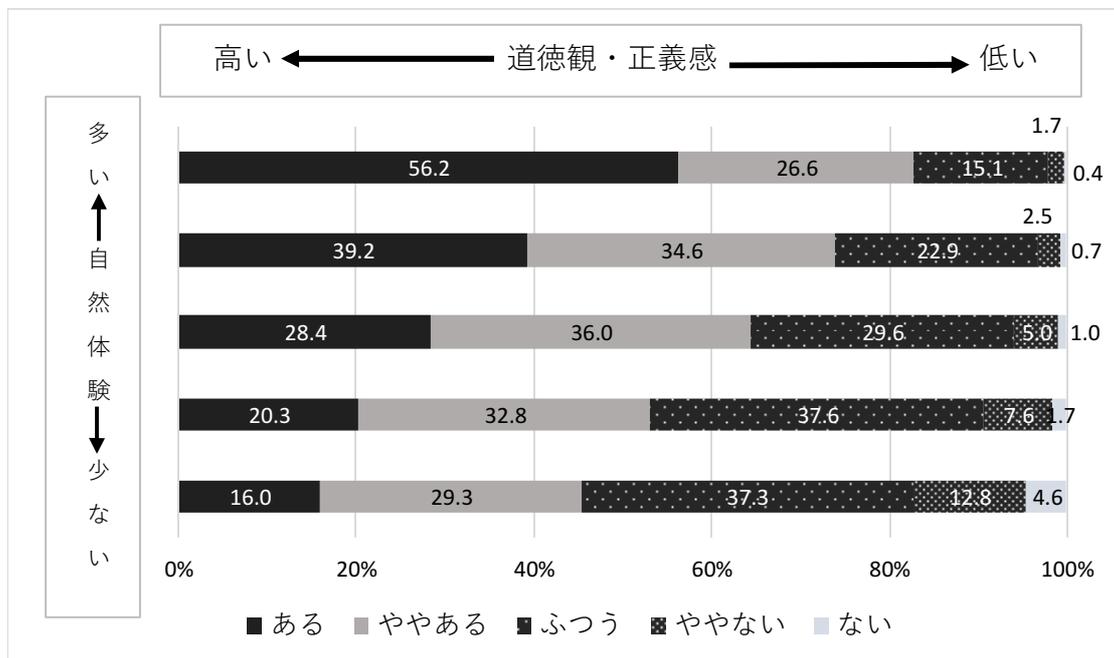
自然体験と自己肯定感の関係

(%)



自然体験と道徳観・正義感との関係

(%)



資料：独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（令和元年度調査）」

(6) 若者の就労環境

若者にとって働く場は、生活の糧を得て自立するためだけではなく、自身の成長や自己実現のための重要な場でもあります。

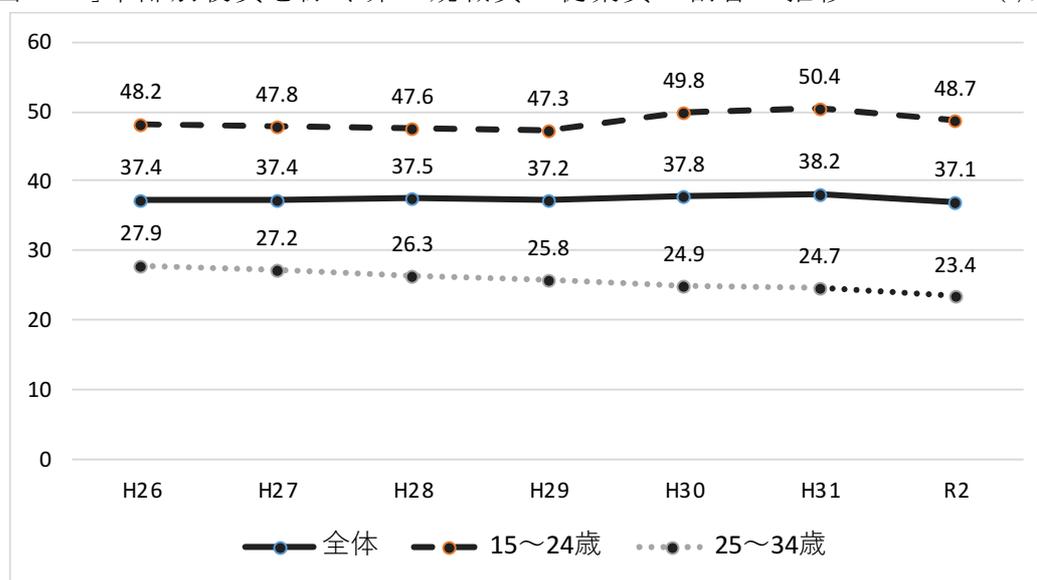
しかしながら、若年層の雇用は経済状況の影響を受けやすく、雇用形態も変化しています。15歳から24歳の非正規の職員・従業員¹⁰の割合は、全年齢の割合より高く推移しています。〔図-10〕

また、年齢階級別完全失業率の推移では、15～24歳、25～34歳の割合がともに全年齢の割合より高く、コロナ禍において若者に厳しい雇用状況となっています。〔図-11〕

こうしたことから、社会的・職業的自立に必要とされる能力・態度を育てるキャリア教育¹¹や職業能力開発の機会の充実を図ることが重要です。

さらに、雇用の状況がコロナ禍の影響により悪化している中、生きづらさとともに、社会への適応に困難を抱える若者たちを就労へ繋げるため、ユニバーサル就労¹²支援センター等、様々な就労支援機関へ繋げることが求められます。

◆〔図-10〕年齢別役員を除く非正規職員・従業員の割合の推移 (%)



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」2020年（令和2年）平均

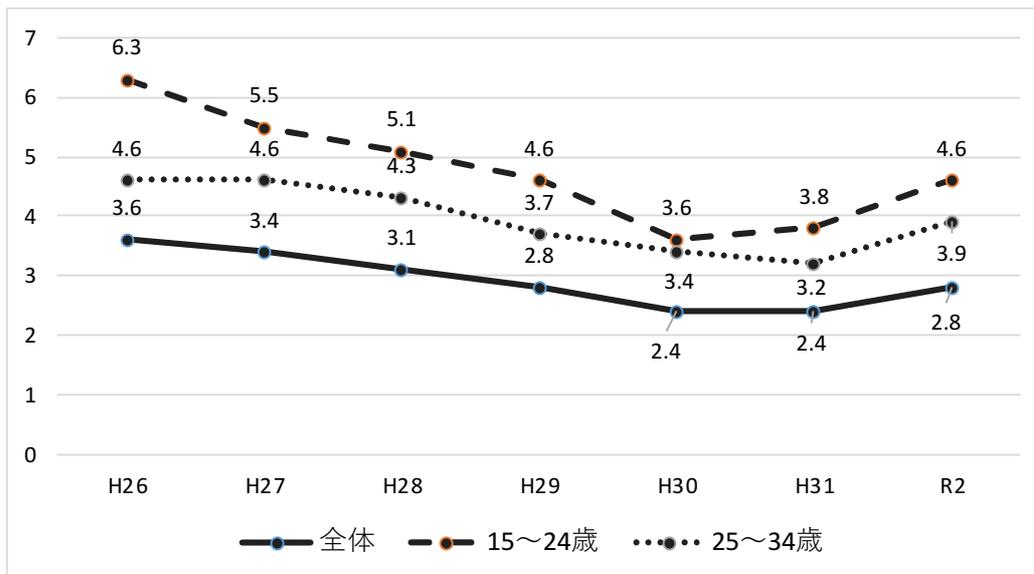
※割合は「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める「非正規の職員・従業員」の割合を示す。

¹⁰ 非正規の職員・従業員：雇用形態のうち、会社、団体等の役員を除く雇用者について、勤め先での呼称によって「正規の職員・従業員」「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」の7つに区分し「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめて「非正規の職員・従業員」とあらわしている。

¹¹ キャリア教育：子どもたちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められ、この視点に立って教育活動を展開すること

¹² ユニバーサル就労：様々な理由により働きたくても働くことができない状態にある全ての人がある個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加するために行うオーダーメイドの就労支援

◆ [図-11] 年齢階級別完全失業率（労働力人口に占める完全失業者※の割合）の推移（％）



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」2020年（令和2年）平均

※完全失業者：

次の3つの条件を満たす者

- ① 仕事がなく、調査期間中に少しも仕事をしなかった（就業者※ではない）。
- ② 仕事があればすぐ就くことができる。
- ③ 調査期間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）。

※就業者：「従業者」と「休業者」を合わせたもの

(7) 子ども・若者の社会参加への意欲

「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」という問いに対して「ある」と答えた本市の小学生の割合は42.7%、中学生の割合は40.6%となっており、全国及び静岡県より低いことがわかります。[表-6]

一方、令和元年度世論調査における「富士市を担う青少年の望ましい姿」の問いに対しては「他人に対する思いやりと協調性を持った青少年」と並んで「社会のマナーやルールを守り、他者と共生する力を持った青少年」と回答した割合が高く、市民からは子ども・若者の社会参加が求められています。[図-12]

こうしたことから、地域社会の構成員、支え合いの担い手である子ども・若者が社会性や主体性を育み、社会の能動的形成者として成長するために、社会参加・参画の機会を確保する必要があります。

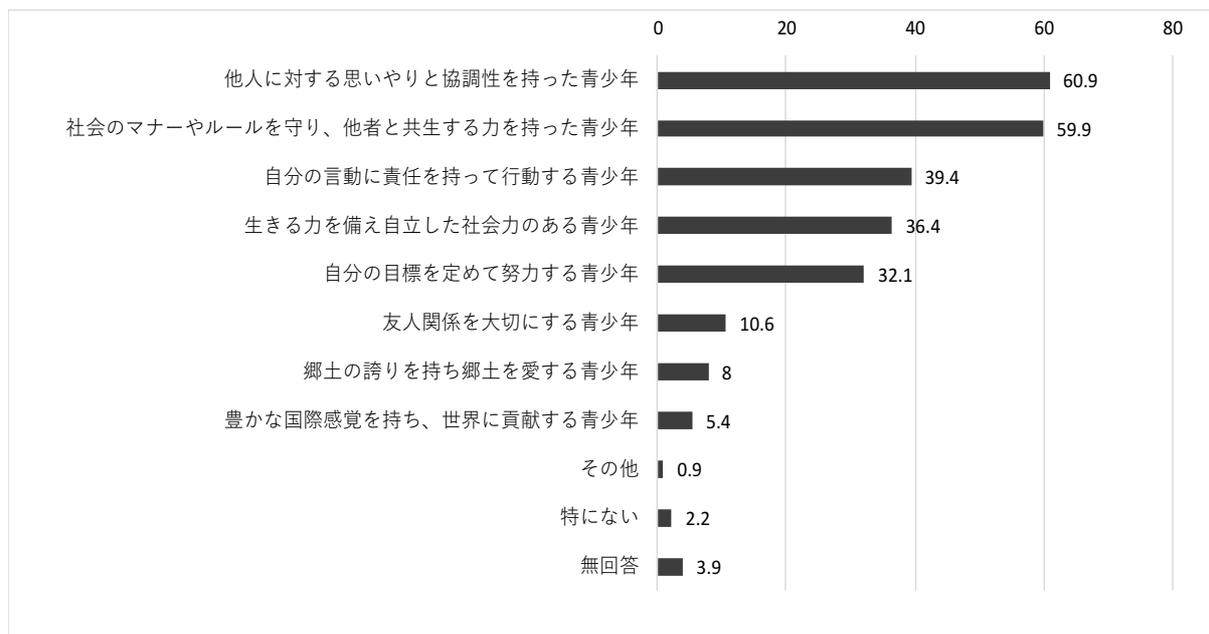
■ [表-6] 地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか。

※数値は「当てはまる」「どちらかと言えば当てはまる」の計 (%)

質問事項	区分	小学校 (6年生)	中学校 (3年生)
地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか	富士市	42.7	40.6
	静岡県	51.0	47.6
	全国	52.4	43.8

資料：文部科学省 「令和3年度 全国学力・学習状況調査」(公立)

◆ [図-12] 富士市を担う青少年の姿として、望ましいと思うもの (%)



資料：第48回富士市世論調査 富士市の「青少年の健全育成」について（令和元年度調査）

2 子ども・若者を取り巻く地域社会の状況

(1) 家庭・地域の教育力

ア. 家庭の教育力

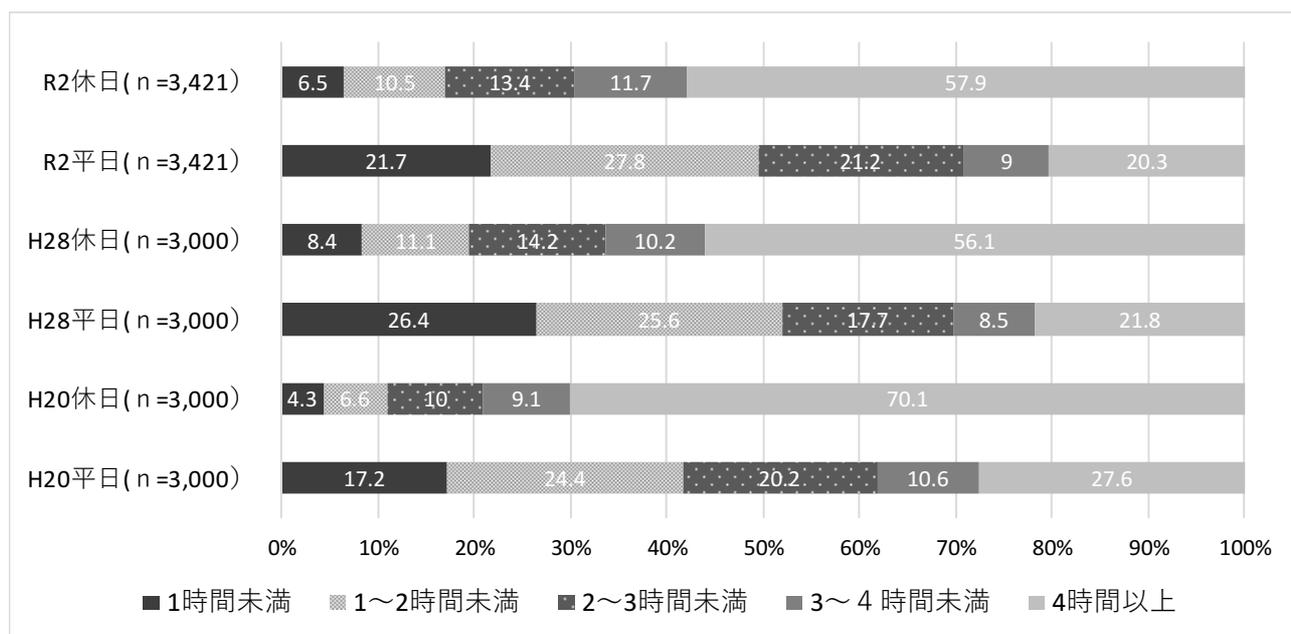
成長途上にある子ども・若者にとって、家庭の役割は極めて大きいものです。家庭は、子ども・若者を育む基盤であり、保護者は、子育て・教育に第一義的責任を有します。しかし、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く、家庭教育支援の重要性は一層高まっています。

「あなたは、子どもとふれ合う時間が普段一日にどれくらいありますか」の問いに対して、平日は21.7%の保護者が1時間未満と答えています。[図-13]

令和2年度はコロナ禍により外出機会の減少や働き方の変化等の影響もあり、平成28年度と比べて子どもとふれ合う時間が長い傾向がみられますが、平成20年度の子どもとふれ合う時間には達していません。[図-13]

家庭をめぐるっては、様々な課題が生じており、父母等の個人や家族にのみ子育て・教育の責任を負わせるのではなく、子ども・若者が心身ともに健やかに育成されるよう、地域全体で父母等や家庭を支えていくことが求められています。

◆ [図-13] 設問:あなたは、子どもとふれ合う時間が普段一日にどれくらいありますか。(%)



資料:文部科学省 「令和2年度 家庭教育の総合的推進に関する調査研究」

イ. 地域の教育力

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係の中、様々な体験や居場所の提供等を通じて、子ども・若者の健やかな成長に重要な役割を有しており、地域社会に対する期待は大きいものがあります。

地域行事への参加状況の質問である「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という問いに、本市の小学生は「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した割合が、全国より高く、静岡県より低くなっています。中学生は、全国及び静岡県より高い割合となっています。[表-7]

また、第48回富士市世論調査(令和元年度)によると「多くの人と関わりながらの体験は、社会を生き抜く力を養う効果があると思うか」との問いに対して、およそ7割の市民が「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と肯定的な回答をし

ています。[図-14] このようなことから、本市では、他地域に比べ地域行事等を通じて社会性を育むことができるといった意識が根付いていると推察されます。

しかしながら、地域社会もまた「つながりの希薄化」や「地域活動の担い手の高齢化・固定化」など多くの課題を抱えていることから、地域社会と家庭、学校等が互いを理解し支え合う、持続可能な連携・協働関係の確立が求められています。

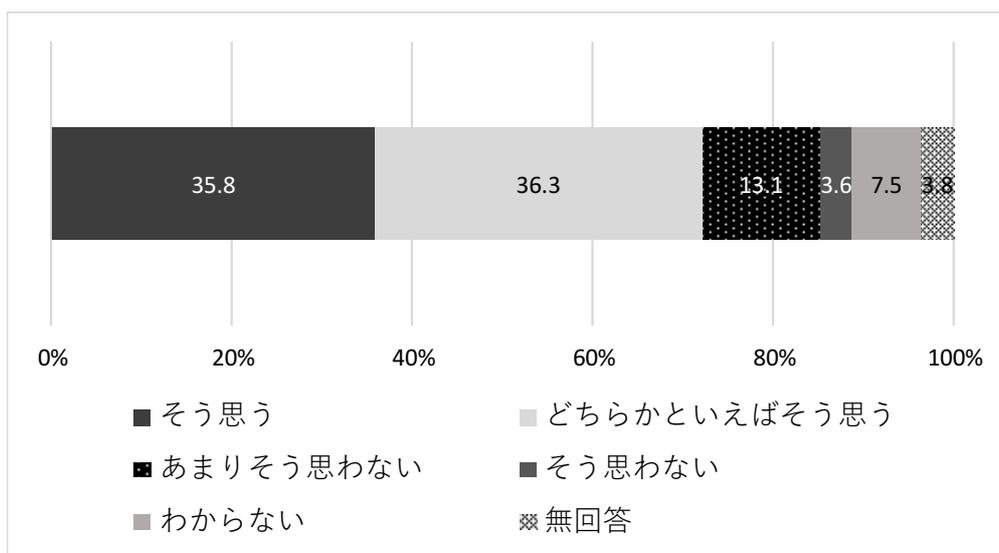
■ [表-7] 地域行事等への参加状況

※数値は「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の計 (%)

質問事項	区分	小学校 (6年生)	中学校 (3年生)
今住んでいる地域の行事に参加していますか	富士市	64.5	67.1
	静岡県	66.7	64.4
	全国	58.1	43.7

資料：文部科学省 「令和3年度 全国学力・学習状況調査」(公立)

◆ [図-14] 設問：キャンプ、地域行事（祭りなど）への参加など、多くの人と関わりながらの体験は、課題を解決したり、目標に向けて取り組んだりする「社会を生き抜く力」を養う効果があると言われていたますが、あなたはどのように思いますか。（一つ選ぶ） (%)



資料：第48回富士市世論調査 富士市の「青少年の健全育成」について (令和元年度調査)

(2) 青少年健全育成団体の状況

子ども・若者が様々な体験を通しながら他者と交流し、地域社会への参加の場となっている青少年健全育成団体として子ども会やボーイスカウト、ガールスカウト等がありますが、本市の会員数の状況は、全国及び静岡県の状況と同様に減少傾向にあります。

[表-8・表-9]

子ども会やボーイスカウト、ガールスカウト、NPO¹³法人などの団体の活動は、自然体験などの活動を通じて、様々な世代の人たちと交流し、コミュニケーション能力や自

¹³ NPO (民間非営利組織)：ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称

立心、規範意識を育むなど、青少年の健全育成のために果たしている役割は大きく、これからも生き生きと活動し持続できるよう支援することが必要です。

■ [表－ 8] 子ども会の加入率等の推移

年度	富士市	静岡県	全国
H 20	90.1%	64.5%	43.8%
	<u>13,409 人</u> 14,887 人	<u>138,832 人</u> 215,325 人	<u>3,121,696 人</u> 7,121,781 人
H 25	84.7%	61.0%	42.8%
	<u>12,404 人</u> 14,642 人	<u>123,441 人</u> 202,275 人	<u>2,857,036 人</u> 6,676,920 人
R 1	74.3%	43.7%	35.3%
	<u>9,688 人</u> 13,035 人	<u>81,334 人</u> 190,301 人	<u>2,250,836 人</u> 6,368,550 人
R 2	62.9%	41.1%	30.9%
	<u>8,857 人</u> 14,070 人	<u>76,869 人</u> 187,254 人	<u>1,944,866 人</u> 6,300,692 人

資料：富士市教育委員会 ※上段：加入者数、下段：児童数

■ [表－ 9] ボーイスカウト・ガールスカウトの会員数

年度	ボーイスカウト			ガールスカウト		
	富士市	静岡県	全国	富士市	静岡県	全国
H 15	780 人 (10 団)	10,334 人 (159 団)	202,069 人 (2,977 団)	138 人 (4 団)	2,640 人 (83 団)	60,586 人 (1,439 団)
H 20	752 人 (10 団)	8,318 人 (141 団)	167,367 人 (2,684 団)	112 人 (3 団)	1,857 人 (70 団)	45,437 人 (1,291 団)
H 25	611 人 (10 団)	6,477 人 (124 団)	127,815 人 (2,313 団)	85 人 (3 団)	1,280 人 (64 団)	33,593 人 (1,115 団)
H 30	496 人 (10 団)	4,632 人 (104 団)	98,587 人 (1,982 団)	57 人 (3 団)	1,106 人 (55 団)	28,482 人 (1,004 団)
R 2	457 人 (9 団)	4,203 人 (98 団)	85,966 人 (1,856 団)	56 人 (3 団)	983 人 (52 団)	26,017 人 (955 団)

資料：公益財団法人ボーイスカウト日本連盟、公益社団法人ガールスカウト日本連盟、一般社団法人日本ボーイスカウト静岡県連盟、一般社団法人ガールスカウト静岡県連盟、富士市教育委員会

3 子ども・若者の抱える困難

(1) ニート

若者の非正規の職員・従業員の割合は一定の数値で推移しています。[図-10] 一方、ニート(若年無業者)の人数は、コロナ禍前の令和元年は74万人、コロナ禍の令和2年は87万人と13万人増えています。[図-15]

本市の若年無業者数を平成27年度国勢調査の結果から推定(15歳~39歳)すると2,502人となり[表-10]、対象年齢の約4%がニート状態にあると見込まれます。

また、第48回富士市世論調査(令和元年度)によると「青少年の「ニート」問題について、あなたはどのように考えますか」という質問に2.3%の市民が「家族にニート状態の者がいるので深刻な問題」と回答しています。[図-16]

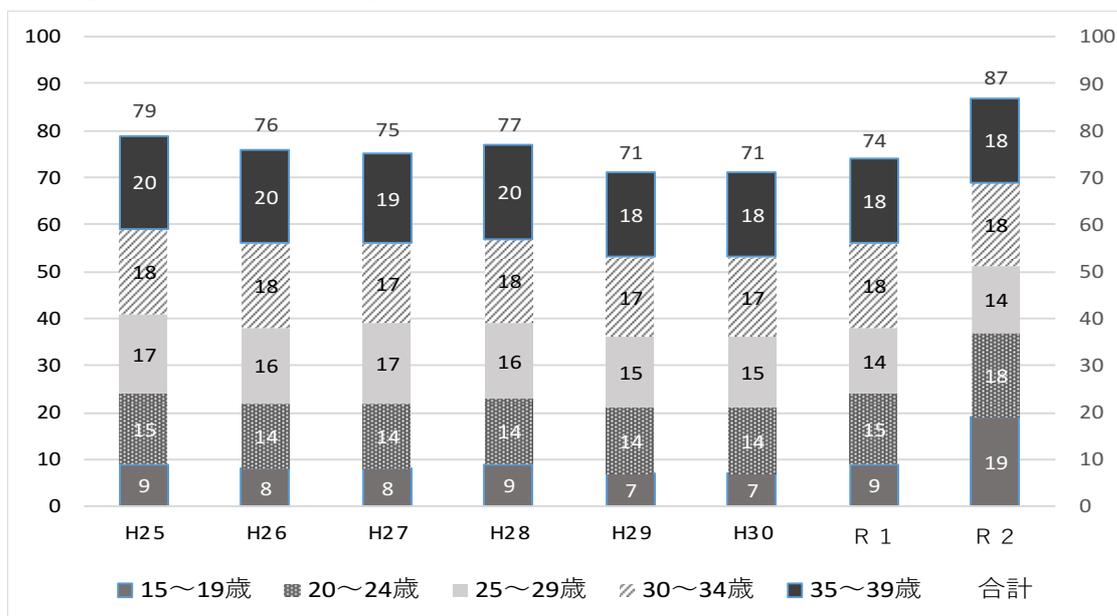
ニートの状態に長くあると職業的自立も一層困難になることから、対象となる若者や、ニートになりそうな若者を早期に発見し、支援機関へ繋ぐ必要があります。

■ [表-10] 富士市におけるニートの推計値 (人)

区分	総数	労働力人口	非労働力人口				不詳
			計	家事	通学	その他	
15歳~19歳	11,630	1,597	9,728	67	9,483	178	305
20歳~24歳	9,448	6,973	2,174	432	1,557	185	301
25歳~29歳	11,815	10,078	1,429	1,126	123	180	308
30歳~34歳	13,478	11,114	2,036	1,816	43	177	328
35歳~39歳	15,714	13,142	2,219	2,012	20	187	353
合計	62,085	42,904	17,586	5,453	11,226	A 907	B 1,595
						A + B =	2,502

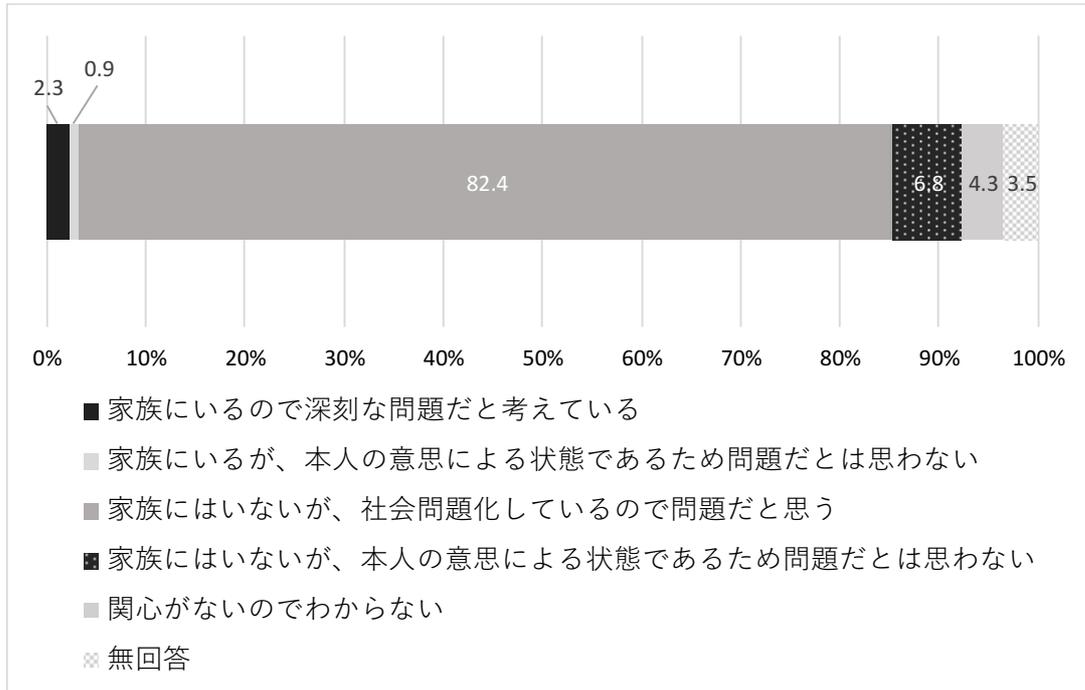
※平成27年度国勢調査結果より算出

◆ [図-15] 若年無業者数の推移 (全国 15~39歳) (万人)



資料：内閣府 子ども・若者白書(平成26年度から令和3年度)

◆ [図-16] 設問：青少年の「ニート」問題について、あなたはどのように考えますか
(%)



資料：第48回富士市世論調査 富士市の「青少年の健全育成」について
(令和元年度調査)

(2) ひきこもり

趣味や近所での買い物等を除き、ほとんど自宅・自室から外出せず、6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態をひきこもりといい[図-17]、実数の把握は困難ですが、ひきこもりの状態にある若者が相当数存在していると推定されています。

また、ひきこもりの期間も長期化するなど、家族を含めて社会から孤立・孤独を深めており、個々の状況に応じた支援の推進が求められています。

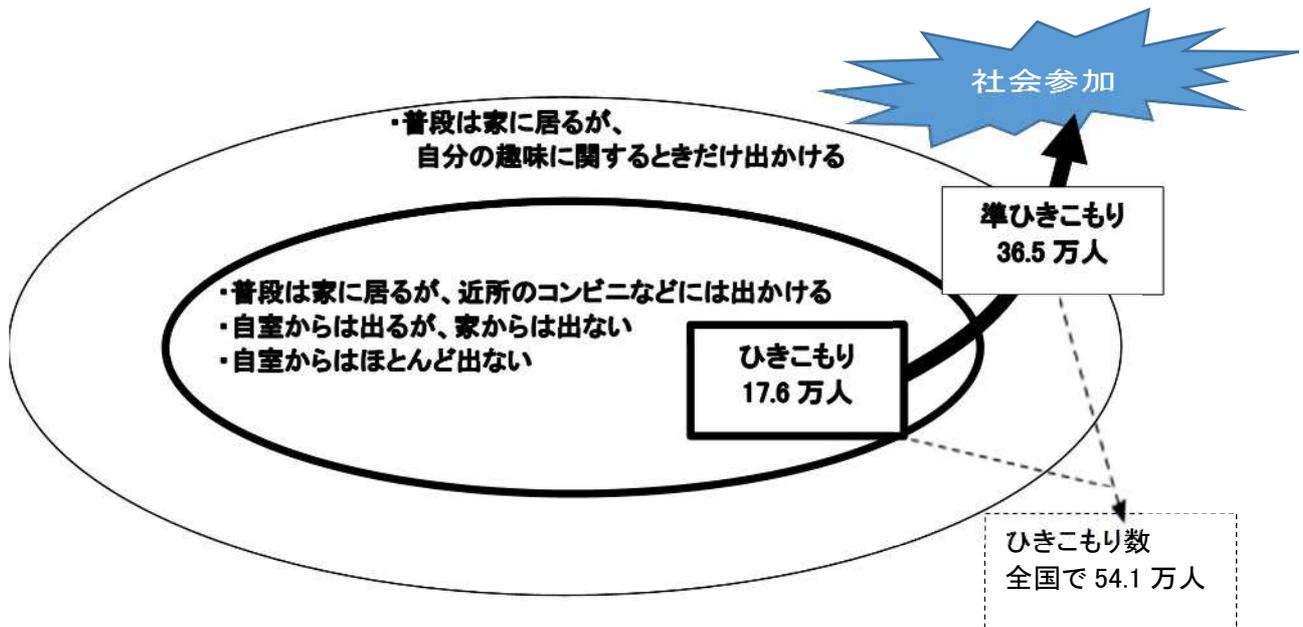
平成27年に内閣府が実施した調査「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」によると、全国の15歳から39歳までの子ども・若者の1.57%、54.1万人がひきこもり状態にあるとされています。この調査結果を当てはめると、本市では997人がひきこもり状態にあると推計されます。[表-11]

また、第48回富士市世論調査(令和元年度)によると、内閣府調査による出現率1.57%を大きく上回る3.1%の市民が「家族にひきこもり状態の者がいるので、深刻な問題だと考えている」と回答しており、本市においてもひきこもりは身近な問題であるといえます。[図-18]

ニートの問題と同様、ひきこもりも早期に発見し支援機関へ誘導する必要があります。アウトリーチ¹⁴を含めた相談支援や居場所づくりを進め、関係機関との連携による継続的な寄り添った支援が必要です。

¹⁴ アウトリーチ：積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること

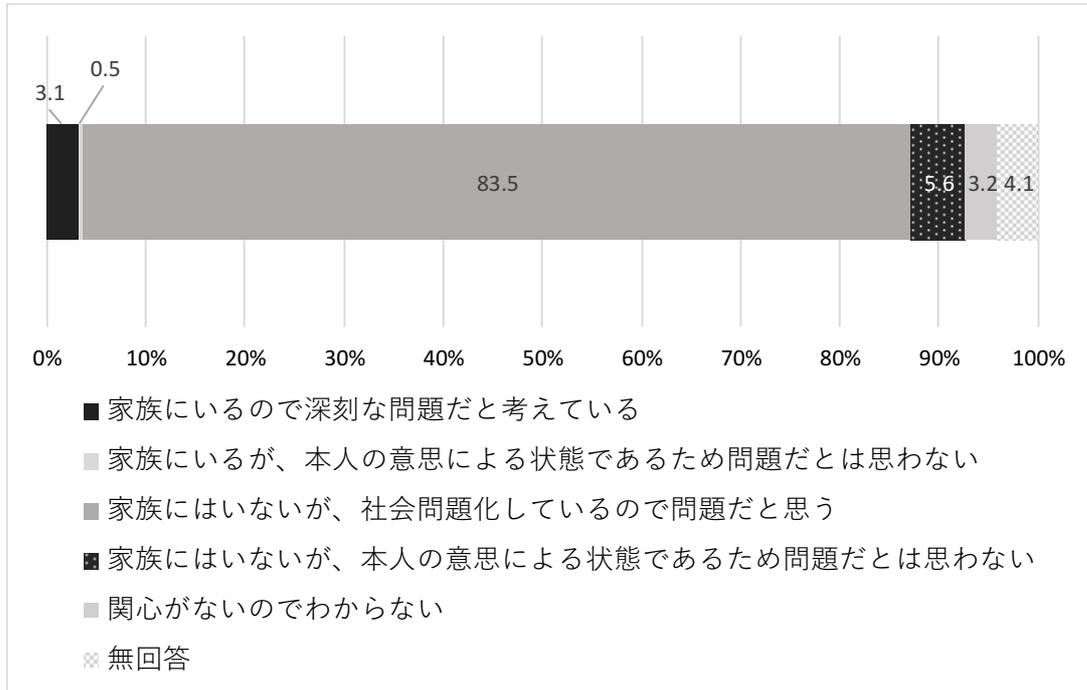
◆ [図-17] ひきこもりの概要図



■ [表-11] 内閣府 ひきこもりに関する実態調査に基づく本市のひきこもりの推計
 【ひきこもりに関する実態調査実施年度：平成27年度 調査対象年齢：15～39歳】

項目		内閣府調査結果	全国推計値	富士市推計値 (R3.4.1)
標本数		5,000人	15～39歳人口	15～39歳人口
回収数 (率=回収数/標本数)		3,115人 (62.3%)	3,445万人	63,520人
ひきこもりの出現率 (推計人数)		1.57%	54.1万人	997人
ひきこもりの 狭義	自室からは出るが、家からは出ない又は自室からはほとんど出ない	0.16%	5.6万人	102人
	普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	12.0万人	222人
			17.6万人	324人
ひきこもりの 準	普段は家にいるが、自分の趣味に関するときだけ出かける	1.06%	36.5万人	673人

◆ [図-18] 設問：青少年の「ひきこもり」問題について、あなたはどのように考えますか (%)



資料：第48回富士市世論調査 富士市の「青少年の健全育成」について
(令和元年度調査)

(3) 不登校・中途退学

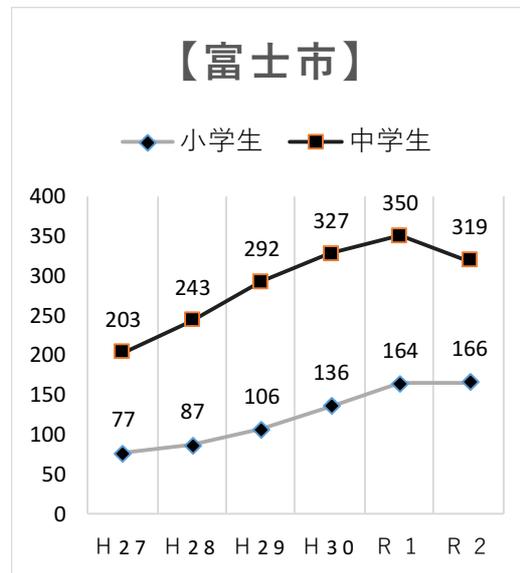
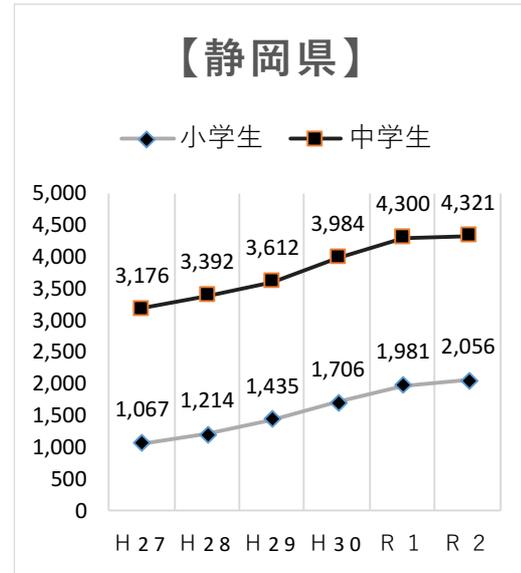
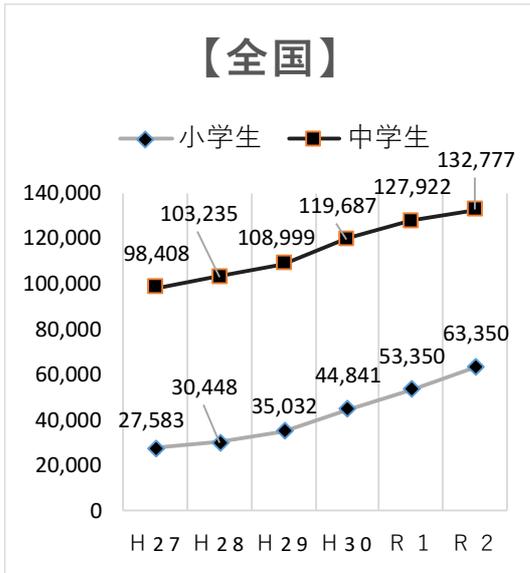
全国、静岡県同様に、本市でも小学校における不登校児童数は、増加傾向が続き過去最多となっています。中学校は増加傾向でしたが、令和2年度は減少しています。
[図-19]

また、高等学校における中途退学者数及び中途退学率は、令和元年度からは減少しました。[図-20] 高校の中途退学は、その後の自立にとって大きな困難要因となることが指摘されています。

不登校児童・生徒の支援は、小学校や中学校、青少年相談センターにおいて様々な取組を行っていますが、中学校を卒業すると学校との関わりが少なくなり支援を受ける機会が減少してしまうことから、切れ目のない支援体制の整備が必要です。

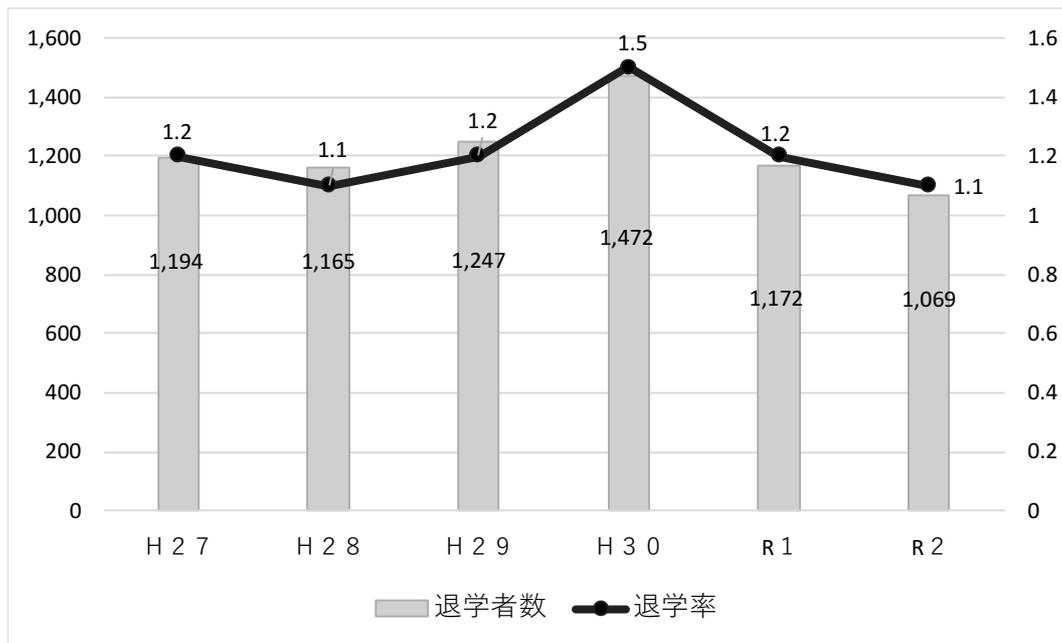
◆ [図-19] 小学校、中学校の不登校の状況

(人)



資料：文部科学省「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（全国：国公立、県：公立）、富士市教育委員会（公立）

◆ [図-20] 静岡県内の高等学校中途退学状況 (退学者数：人、退学率：%)



資料：文部科学省「平成27年度～令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」(国公立)

(4) 非行

富士市内の子ども・若者の非行による刑法犯等の検挙・補導人数は、増減を繰り返すも減少傾向にあり、令和2年は10年前の平成23年に比べ7割以上減少しています。[表-12] 学校段階では、中学生は減少傾向にあり、高校生が最も多くなっています。[図-21・図-22]

不良行為には飲酒、喫煙、深夜はいかい、家出、不良交友などがあります。中学生は減少傾向にあり、高校生は減少傾向からやや増加に転じています。[図-23]

少年非行は、凶悪な犯罪に発展していくことや、他の犯罪に巻き込まれる可能性もあることから、本人やその家族だけの問題として捉えるのではなく、学校や地域なども含めた青少年を取り巻く社会全体の問題として理解する必要があります。

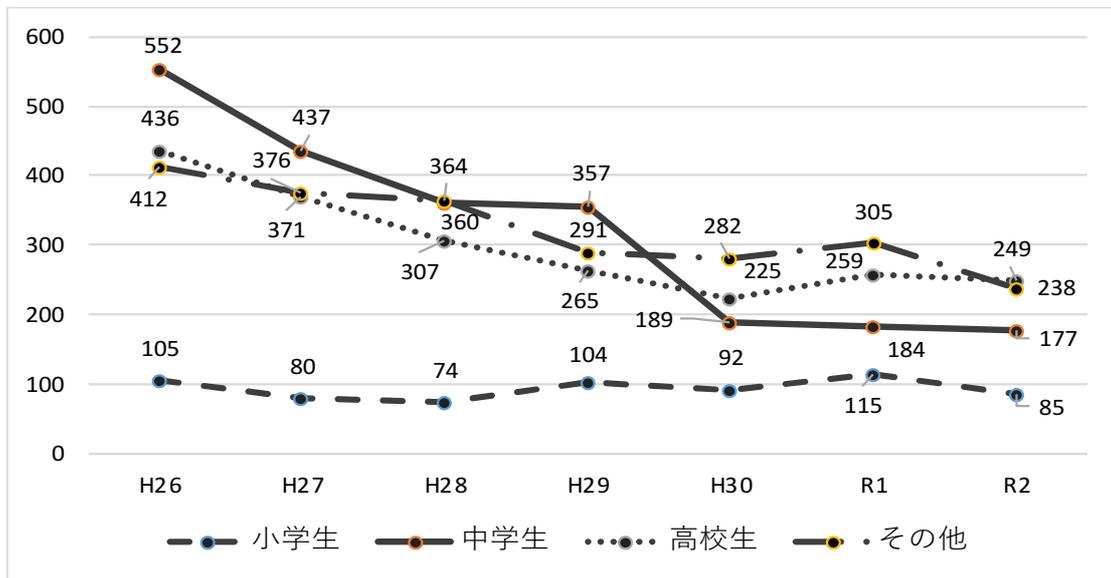
また、スマートフォンが急速に普及し、子ども・若者を取り巻くインターネット利用環境が一層多様化する中、SNSに起因する事犯の被害児童生徒数は、令和2年度は減少したものの、深刻な状況となっています。[図-5(13ページ)] さらに、コロナ禍によって子どもが自宅でインターネットを利用する機会や時間が増え、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会の増加も懸念されています。

■ [表－12] 刑法犯・特別法犯¹⁵の少年（20歳未満）検挙・補導状況推移（過去10年間）
（人）

区分		年別									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総数	静岡県	2,307	2,097	1,808	1,505	1,264	1,105	1,017	788	863	749
	富士市	217	160	117	57	47	82	86	88	56	52
刑法犯	静岡県	2,109	1,872	1,641	1,367	1,147	987	928	721	720	593
	富士市	206	154	106	56	44	81	79	85	52	40
特別法犯	静岡県	198	225	167	138	117	118	89	67	143	156
	富士市	11	6	11	1	3	1	7	3	4	12

資料：富士警察署・富士地区少年サポートセンター「少年非行のあらまし」
及び富士防犯協会・富士警察署「犯罪白書」

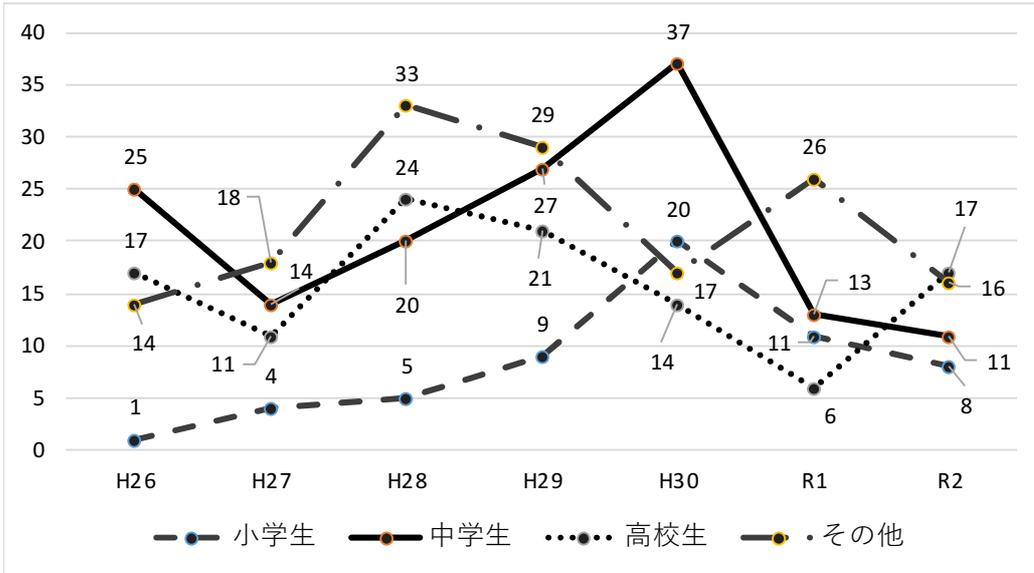
◆ [図－21] 静岡県刑法犯・特別法犯の少年（20歳未満）学校段階別の検挙・補導状況（人）



資料：富士警察署・富士地区少年サポートセンター「少年非行のあらまし」
及び富士防犯協会・富士警察署「犯罪白書」

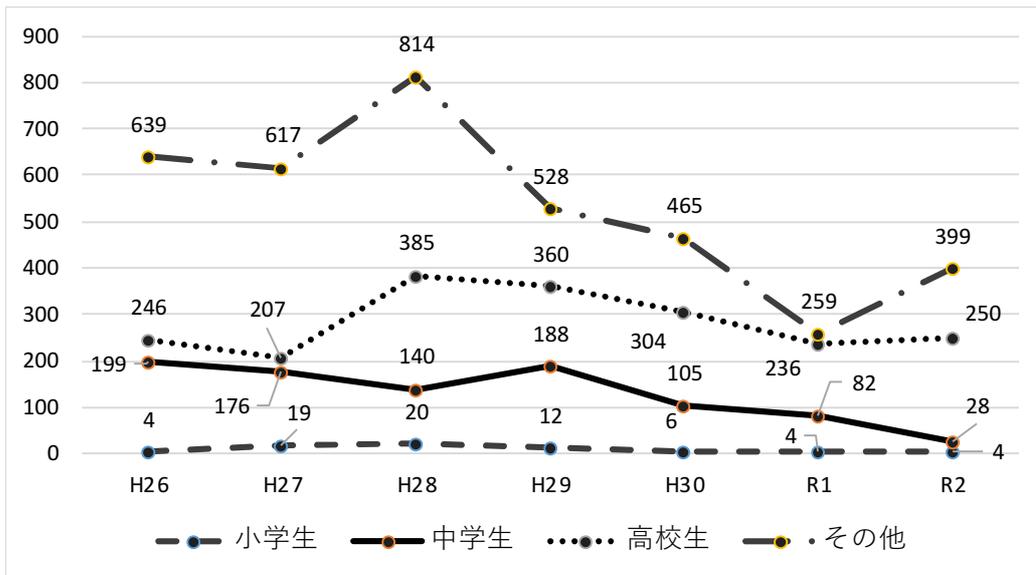
¹⁵ 特別法犯：刑法犯及び交通法令違反以外の罪（条例に規定するものを含む）

◆ [図-22] 富士市刑法犯・特別法犯の少年（20歳未満）学校段階別の検挙・補導状況（人）



資料：富士警察署・富士地区少年サポートセンター「少年非行のあらまし」及び富士防犯協会・富士警察署「犯罪白書」

◆ [図-23] 富士市不良行為少年（20歳未満）学校段階別の補導状況（人）



資料：富士警察署・富士地区少年サポートセンター「少年非行のあらまし」及び富士防犯協会・富士警察署「犯罪白書」

(5) いじめ

いじめは、いじめを受けた子どもの心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、どの子どもにも起こり得るものです。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとされます。

小中学校等におけるいじめの認知件数は、全国、静岡県同様に、本市でも令和2年度は減少に転じています。[表-13・図-24] また、インターネットやSNSによる誹謗中傷は水面下で増加しているとの指摘もあります。

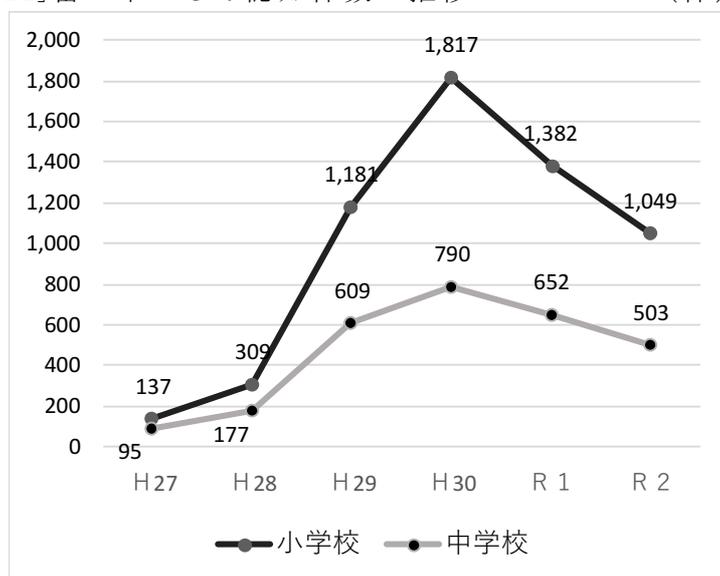
本市では、いじめに関する相談対応や、保護者へのリーフレットの配布を引き続き実施していきます。

■ [表-13] いじめ認知件数の推移 (件)

区分		H27	H28	H29	H30	R元	R2
富士市	小学生	137	309	1,181	1,817	1,382	1,049
	中学生	95	177	609	790	652	503
静岡県	小学生	3,347	4,893	7,029	12,835	10,766	9,092
	中学生	1,234	2,654	3,052	3,722	3,295	2,617
全国	小学生	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897
	中学生	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877

資料：文部科学省 「令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」(全国：国公立、県：公立)、富士市教育委員会(公立)

◆ [図-24] 富士市いじめ認知件数の推移 (件)



資料：富士市教育委員会(公立)

(6) 特別支援

特別支援教育は、障害のある子どもが自立するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものです。特別支援学校¹⁶、特別支援学級¹⁷だけでなく、通常学級に在籍する特別に支援の必要な子どもへ支援を行います。本市では、小中学校に特別支援教育サポート員や特別支援学校サポート員を計画的に配置し、支援が必要な子どもたちのニーズに寄り添って、個々に応じた支援を行います。
[表-14・表-15]

また、「特別支援教育センター」を拠点に、心理判定員¹⁸や、社会福祉相談員¹⁹など専門職員が保護者や学校からの相談に対応し、児童生徒の社会性を高めるため、感情や行動のコントロールの仕方、コミュニケーションの取り方など、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな支援を行い、また、児童生徒にあった就学先を決めるための支援を行います。

■ [表-14] 富士市特別支援学級児童生徒数 (人)

	区 分	H 30	H 31	R 2
小 学 校	知的学級	187	172	191
	自閉・情緒学級	56	61	62
	肢体不自由学級	5	7	6
	計	248	240	259
中 学 校	知的学級	85	103	106
	自閉・情緒学級	41	42	43
	肢体不自由学級	2	1	1
	計	128	146	150

資料：富士市教育委員会

■ [表-15] サポート員配置数 (人)

サポート員名称	H 30	H 31	R 2
特別支援教育サポート員 (小中)	42	45	45
特別支援学級サポート員 (小中)	33	37	42
生徒指導サポート員 (中)	12	12	12

資料：富士市教育委員会

¹⁶ 特別支援学校：教育上の配慮を必要とする、障害のある子どもたちそれぞれに応じた教育課程を編成するなどし、専門的で細やかな指導を行う学校

¹⁷ 特別支援学級：小中学校内に設置され、障害が比較的軽度な子どもたちを対象とし、障害に応じた専門的な教育を行う学級

¹⁸ 心理判定員：発達の遅れや偏りについての相談、発達障害に起因する対人関係の不具合や不登校など、二次障害についての相談を行う。保護者や学校からの相談に応じ、児童生徒の行動観察や面接及び心理検査をもとに特性に応じた支援や対応について助言を行う。

¹⁹ 社会福祉相談員：福祉サービスや制度に関わる様々な相談や関係機関等と連絡・調整・連携し情報交換を行う。特別な支援を要する児童生徒とその保護者及び学級担任等に対して、就労・進学について相談に応じる。また、関係資料を作成し情報を発信する。

(7) 児童虐待

全国及び県内の児童相談所に寄せられた児童虐待相談処理件数は増加傾向にあり、[表-16]、本市の児童虐待に関する新規の相談内容別割合をみると、ネグレクト²⁰が約4割、泣き声通報や面前DV²¹などの心理的虐待が約3割を占めています。[図-25]

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼす深刻な問題です。虐待を防ぐには、県児童相談所、警察、市などの連携による対応だけではなく、地域での日ごろの声掛けなど行政、市民が一体となる関係づくりが必要です。

広く市民に意識啓発を行うとともに、地域ぐるみの早期発見や通報など虐待の未然防止や重篤化の防止のための円滑な支援体制を継続します。

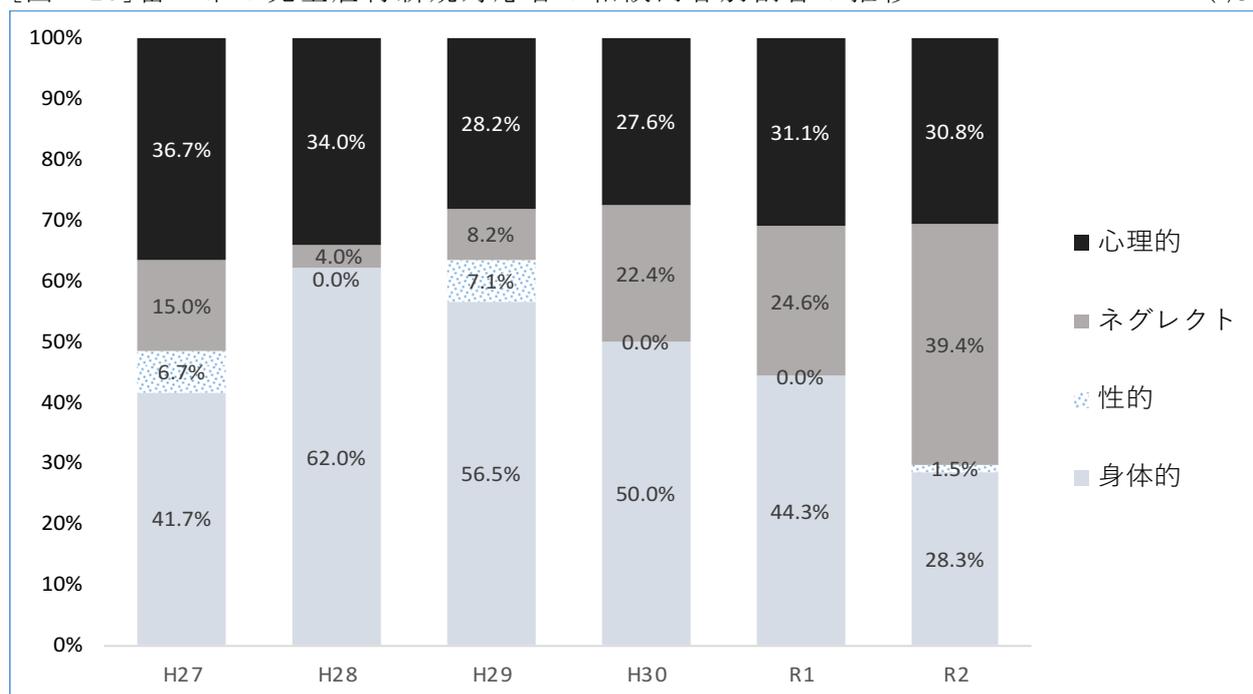
■ [表-16] 児童虐待相談処理件数の推移 (件)

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
富士市	60	50	85	76	61	198
静岡県	2,205	2,496	2,368	2,911	3,461	3,930
全国	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029

資料：静岡県子ども家庭課「令和2年度の児童虐待相談件数」 富士市子ども家庭課

※富士市は、これまで発達相談などに含めていた虐待の軽微なものを「虐待」の分類に主訴変更したため、令和2年度は件数が急増している。

◆ [図-25] 富士市の児童虐待新規対応者の相談内容別割合の推移 (%)



資料：富士市子ども家庭課

²⁰ ネグレクト：保護者が子どもを家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

²¹ 面前DV：子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと

(8) 貧困

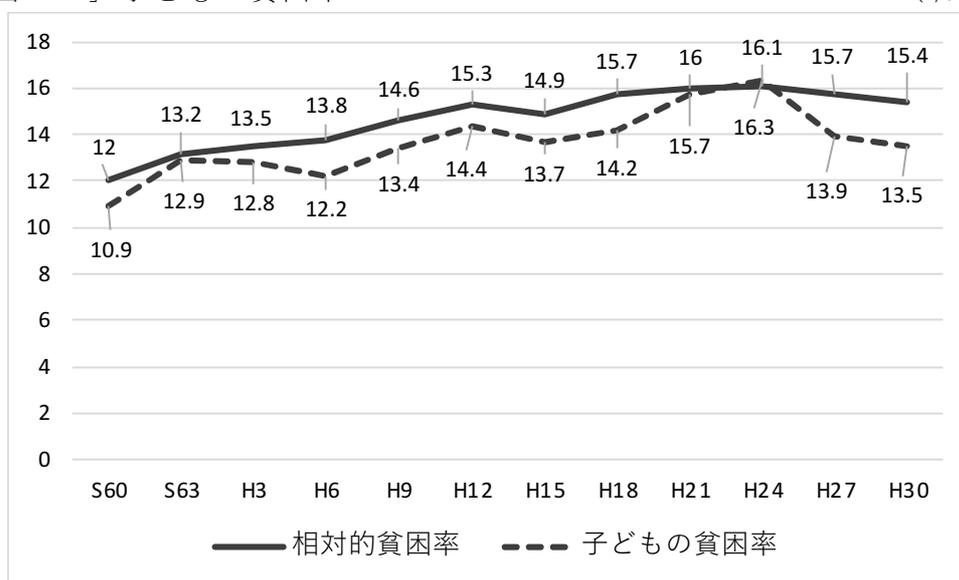
子ども・若者の将来が、家庭の経済状況等、生まれ育った環境によって左右されることがないようにしていくことは、子ども・若者自身だけでなく、社会の持続的発展にとって極めて重要です。特に経済的に困窮している実態がうかがわれる、ひとり親世帯への支援をはじめ、貧困の連鎖を断ち切るための対策の推進が求められています。

わが国の貧困率は、OECD²²の「相対的貧困率²³」に基づいて測定されています。「国民生活基礎調査」(平成30年)の結果によると、平成30年の貧困線²⁴は127万円であり、「相対的貧困率」は15.4%、全人口の約6分の1、約1,916万人が貧困状態にあると推定されます。

また、「子どもの貧困率」(17歳以下の相対的貧困率)は13.5%で、約259万人の子どもが貧困の状態にあると推定されます。[図-26]

本市では、子どもの未来サポートプラン(子どもの貧困対策計画)によって、子どもたちに必要な手を差し伸べるとともに、その保護者や家庭への経済的・精神的支援を行っています。

◆ [図-26] 子どもの貧困率 (%)



資料：厚生労働省「2019年国民生活基礎調査」

※国民生活基礎調査は、毎年、保健所・福祉事務所を經由して、調査員調査により実施している基幹統計調査ですが、令和2年調査については、新型コロナウイルス感染症の影響によって中止となりました。

²² OECD (経済協力開発機構)：ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め38ヶ国の先進国が加盟する国際機関。OECDは国際マクロ経済動向、貿易、開発援助といった分野に加え、最近では持続可能な開発、ガバナンスといった新たな分野についても加盟国間の分析・検討を行っている。

²³ 相対的貧困率：ある国や地域社会の平均的な生活水準と比較して、所得が著しく低い状態の全人口に占める割合

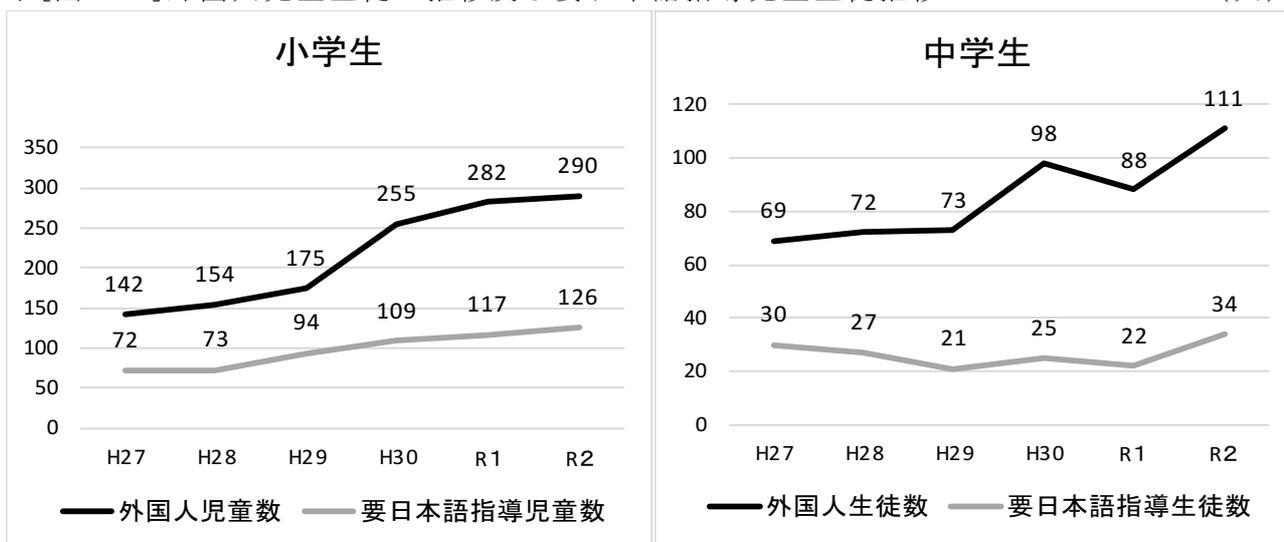
²⁴ 貧困線：統計上、それに満たない所得では世帯の生活を維持できない境界線に当たる所得を表す指標

(9) 外国人

生産年齢人口の減少や労働市場のグローバル化等に伴い、外国人労働者やその家族である子ども・若者が今後ますます増加することが予想されており、その就業や生活への支援、職場や生活の場における共生、協働等が課題となっています。

本市においても、外国人の児童生徒は増加しています。外国人児童生徒のうち、小学生では約4割の児童が、中学生では約3割の生徒が、日本語指導を必要としています。[図-27] 言葉がわからないことにより、学校に馴染めず不登校になる恐れや、社会に受け入れられず孤立してしまう恐れがあります。外国人の子どもたちが安心して暮らし、学校に通うことができるよう、保護者を含めた日本語習得機会の提供、支援の充実が必要です。

◆ [図-27] 外国人児童生徒の推移及び要日本語指導児童生徒推移 (人)



資料：富士市教育委員会

(10) 自殺

10歳から39歳までの死因の第1位が自殺となっています。[表-17] 自殺は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥り、社会との繋がりの減少や役割喪失感、また、与えられた役割の大きさからの過剰な負担感などから危機的な状態にまで追い込まれた結果として捉える必要があります。

本市における令和2年度年齢階級別自殺者数は、本計画対象年齢の中では、30～39歳が9人と過去6年間で最多となっており[図-28]、コロナ禍による社会情勢の影響とも考えられます。自殺を防ぐため、相談支援体制の拡充などが求められていることから「富士市自殺対策計画」との連携を引き続き行います。

■ [表－17] 全国年齢階級別死因順位及び死亡数

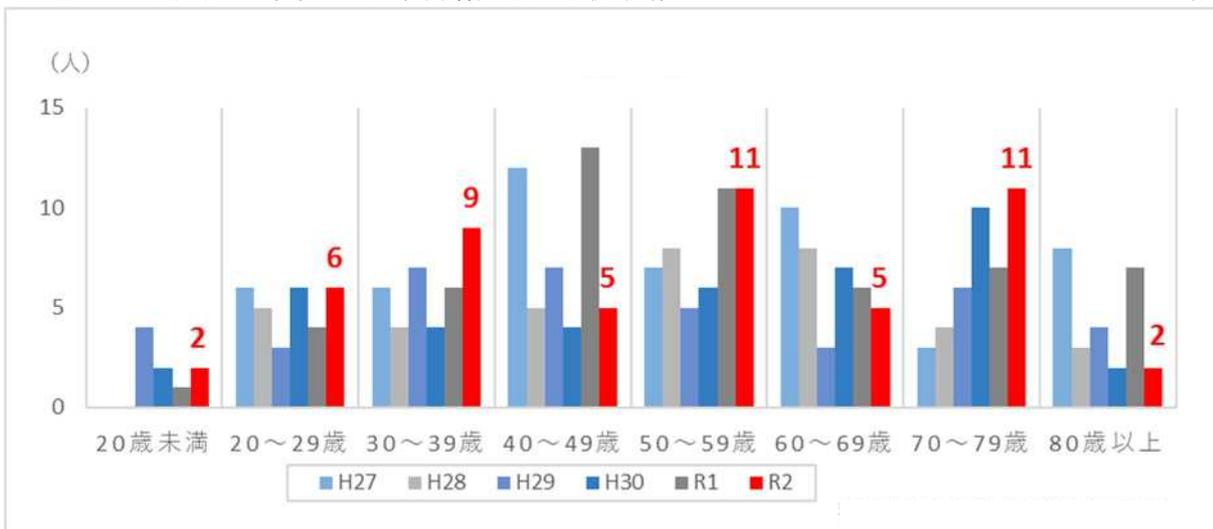
(人)

順位	第1位		第2位		第3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
10～14	自殺	122	悪性新生物	82	不慮の事故	53
15～19	自殺	639	不慮の事故	230	悪性新生物	111
20～24	自殺	1,242	不慮の事故	285	悪性新生物	152
25～29	自殺	1,172	悪性新生物	235	不慮の事故	215
30～34	自殺	1,190	悪性新生物	495	不慮の事故	249
35～39	自殺	1,320	悪性新生物	1,012	心疾患	369

資料：厚生労働省 「令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況」

◆ [図－28] 令和2年富士市年齢階級別自殺者数

(人)



資料：警察庁自殺統計より集計

(11) ヤングケアラー

子ども・若者には、家庭や学校、地域等における健やかな育みや、成長や活躍の機会が十分に確保される環境が必要です。しかし家族の介護等の問題から、本来大人が担うことが一般的な家事や家族の世話等を日常的に子ども・若者が行うケースがあり、相応でない責任や負担を負うことで、学習活動や成長に支障を及ぼすことが社会的な問題となっています。

このような役割を担わなければならない子ども・若者をヤングケアラーと呼びますが、家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がないことも多く、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。ヤングケアラーの実態把握から適切な支援へ結びつけることが課題であることから、実態把握に向けた対応に加えて、ヤングケアラーを人々に知ってもらう啓発活動が必要です。

第3章 子ども・若者施策の展開

第2章¹「現在の子ども・若者の暮らしぶり」の7項目と、第2章²「子ども・若者を取り巻く地域社会の状況」2項目をあわせて9項目の課題に対応した符号をつけ、主に対応する取組一覧の右欄に示します。

- 1 (1) 子ども・若者の人口……………(人口)
- 1 (2) 子ども・若者の生活習慣……………(習慣)
- 1 (3) 小中学生の規範意識・自己肯定感…(規・肯)
- 1 (4) ICT機器の利用状況……………(ICT)
- 1 (5) 子ども・若者の体験活動……………(体験)
- 1 (6) 若者の就労環境……………(就労)
- 1 (7) 子ども・若者の社会参加への意欲…(社会)
- 2 (1) 家庭・地域の教育力……………(教育)
- 2 (2) 青少年健全育成団体の状況……………(団体)

※主な取組一覧表の区分欄の表記について

- ①継続:前計画から、引き続き継続している取組
- ②追加:本計画から追加する取組
- ③新規:令和4年度以降に始める取組
- ④*1~10:指標となる取組

1 子ども・若者の健やかな成長と自立 [基本的な柱1]

(1) 子ども・若者の自己形成への支援

すべての子ども・若者が、持続可能な社会の一員として自立していくうえで、必要な知識やスキルを身に付け、自分自身に自信を持ち、他者への思いやりや尊重する心を養うとともに、お互いを認め合い、円滑な人間関係を築くことは大変重要です。

このことから、子ども・若者の健やかな成長の基礎づくりを支援するため、道徳教育や読書活動、食育、運動に親しむための環境整備等を推進し、豊かで健康な心身を育むとともに、確かな学力の確保を目指した教育に取り組めます。

主な取組

取組	担当課	区分	第2章の課題
①豊かな心の醸成			
・SOSの出し方に関する教育の推進	健康政策課	追加	(規・肯)
・中学生に対して命の大切さについて伝える思春期講座サポーターの養成	地域保健課	継続	(規・肯)
・各教科、道徳、特別活動などを通じての人権教育の実施	学校教育課	継続	(規・肯)
・道徳教育の総合的な推進(「道徳教育推進教師」の配置など)	学校教育課	継続	(規・肯)

・読書活動の習慣化	学校教育課	継続	(習慣) (規・肯)
・子ども・若者向け図書館講座の開催	中央図書館	継続	(習慣) (規・肯)
・本に出会い親しむ機会の提供(「おはなしの会」の開催など)	中央図書館	継続	(習慣) (規・肯)
・読書活動を支える各種団体への図書館資料等の貸出など	中央図書館	継続	(習慣) (規・肯)
・生徒一人ひとりが様々な課題と向き合い、他の生徒と協力して問題解決を図る探究学習の実施	富士市立高校	継続	(人口) (規・肯) (社会)
②健康な身体づくりの推進			
・スポーツ少年団等の育成及び支援	スポーツ振興課	継続	(習慣) (団体)
・心身の健康と豊かな人間性を育む食育推進事業の実施	保健医療課 (食育推進室)	継続	(習慣)
・心身の健康づくりを目的とした性と心の教育を行う思春期講座の開催	地域保健課	継続	(規・肯)
・体育の授業や部活動指導の工夫、外部人材の活用など、運動に親しむための環境整備	学校教育課	継続	(習慣)
③確かな学力の確保			
・付けたい力の明確化や学びの振り返りの場を設定するなど、子どもが学びの実感を味わうための支援の実施	学校教育課	継続 * 1	(習慣)
・「学校で学んだことを生活の中で活かせる力」を育てる教育の推進(問題解決型授業づくり、GIGAタブレット等の情報機器活用授業の充実)	学校教育課	継続	(習慣)
・体験的な活動の充実(自然体験学習や実験、観察など)	学校教育課	継続	(体験)
・放課後学習支援ボランティア事業の実施	学校教育課	継続	(習慣)

(2) 社会の変化に対応できる力の育成

就業形態の多様化や成人年齢の引き下げ、SDGsに関する取組、地域社会における外国人の増加など、現在の子ども・若者を取り巻く社会環境は変化しています。

また、GIGAスクール構想やテレワーク²⁵など、情報化社会の進展により、生活の中で節度あるICT機器の正しい使い方が広く共有されるための情報モラル教育が学校や家庭で求められています。

このような社会環境の変化に適切に対応するため、情報教育・消費者教育・環境教育に関する取組を推進し、情報を正しく理解し判断する力、活用する力などの育成を図ります。

学校では、授業で積極的にタブレット等ICT機器を活用したり、学級活動や道徳の授業でネットに関わる教材を扱うとともに、外部機関から講師を招聘して正しい使用方法やトラブルに巻き込まれたときの対処方法について指導したりしています。

さらに、家庭でのパソコンやスマホの使用法や使用時間について、家庭内でのルール作りの必要性を啓発するなど、保護者との連携を進めています。

また、多文化共生社会の構築に向けて、外国人の子ども・若者に対する学習支援や異なる文化への理解を深める取組を推進します。

²⁵ テレワーク：ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方

主な取組

取組	担当課	区分	第2章の 課題
① 生活環境等の変化に対応できる力の育成			
・消費者教育の推進（夏休み親子消費者教室、消費者問題に関わる授業、啓発用冊子の配布など）	市民安全課 学校教育課	継続 *2	（規・肯）
・高校や専門学校などでの消費者啓発（啓発資料の配布、消費生活相談、出前講座の開催）	市民安全課	継続	（規・肯）
・セクシュアル・マイノリティ ²⁶ に関する啓発講座等	多文化・男女共同 参画課	追加	（規・肯）
・学校等への環境アドバイザーの派遣事業	環境総務課	継続	（規・肯）
・環境に関わるイベントの開催	環境総務課	継続	（規・肯） （体験）
・エコチャレンジ事業の実施	環境総務課	継続	（規・肯） （体験）
・情報教育研究委員会の開催（授業等へ反映するためのGIGAスクール構想等の情報機器の活用方法や指導方法の研究等）	学校教育課	継続	（ICT）
・小中学校生徒指導研究会の開催（問題行動等に係る情報交換及び対策研究）	学校教育課	継続	（習慣）
・英語教育推進事業（ALTの派遣）	学校教育課	継続	（習慣）
・発達段階に応じたセクシュアル・マイノリティを含む人権教育への取組	学校教育課	追加	（規・肯）
・SNSやネットゲームの使用時間を含めた情報モラルや情報リテラシー ²⁷ についての授業の推進と家庭や外部機関との連携	学校教育課	追加	（ICT）
・インターネット空間やSNSにおける児童生徒の安全のため、県が養成するケータイ・スマホルールアドバイザーの活用	社会教育課	新規	（ICT）
・「ステップスクール・ふじ」におけるGIGAタブレットの活用	青少年相談センター	追加	（ICT）
・多文化資料の整備	中央図書館	継続	（規・肯）
・電子書籍の貸出による読書環境の充実	中央図書館	新規	（規・肯） （ICT）

²⁶ セクシュアル・マイノリティ：レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）、また、性自認（自分の性をどのように認識しているか）や性的指向（どんな性を好きになるか）を決められないクエスチョニングや、性別が定まりきらないエックスジェンダーなど性的少数者

²⁷ 情報リテラシー：情報を適切に判断し、情報を通じて決定を下す能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと

(3) 子ども・若者の自立を育む多様な交流の推進

子ども・若者が自立した大人へと成長するためには、家庭や学校、地域など様々な環境で他者と関わり合い、多様な経験をすることでコミュニケーション能力や自立心、協調性などを育み社会の一員であることの自覚を高めていくことが重要です。

このため、自己肯定感を高め、人間性や社会性・他者への思いやりを育み、社会貢献活動への参加や青少年同士の交流を支援するとともに、スポーツ・文化・自然体験活動への参加機会の提供など、子ども・若者の多様な交流の推進を図ります。

主な取組

取組	担当課	区分	第2章の 課題
① 社会参加・交流の推進			
・防災教育推進のための連絡会議の開催	防災危機管理課 学校教育課	継続	(社会)
・市政いきいき講座を利用した防災講座の開催	防災危機管理課	継続	(社会)
・中高生を対象にした富士市ジュニア防災士の育成	防災危機管理課	継続	(社会)
・まちづくり協議会主催事業への参加促進	まちづくり課	追加	(社会) (教育)
・ユニバーサル就労支援センターや若者相談窓口「ココ☆カラ」等の利用者が、就労に至る過程で必要な社会性や協調性を学ぶためのボランティア等地域活動の場の提供	生活支援課 青少年相談センター	追加	(社会)
・公立保育園による高校生ボランティアの受け入れ	保育幼稚園課	継続	(社会) (体験)
・中学生の地域防災訓練への参加の促進	学校教育課	継続	(社会)
・青年教養講座生が行うボランティア活動への支援	青少年教育センター	継続	(社会)
・青少年が気軽に集まり、交流できる青少年交流室の提供	社会教育課	継続	(社会)
・「YAつうしん」、伝言板等による情報提供や情報交換などによる交流の場の提供(児童コーナー、ヤングアダルトコーナー等の環境整備)	中央図書館	継続	(社会)
② スポーツ・文化・自然体験活動等への参加機会の提供			
・青少年による異文化交流の実施	多文化・男女共同 参画課	継続	(体験)
・魅力あるスポーツ行事の開催	スポーツ振興課	継続	(体験)
・総合型地域スポーツクラブとの連携・支援	スポーツ振興課 富士市立高校	継続	(体験)
・自然体験学習の実施(里山体験講座、ししどて学級、星座教室など)	環境保全課 社会教育課	継続	(体験)
・自然と遊ぼう in 富士山こどもの国 ～富士山ブナ林自然観察会～	環境保全課	追加	(体験)
・富士市いきもの調査	環境保全課	追加	(体験)
・富士市・零石町少年交流事業、青少年体験交流事業「キズナ無限∞の島」の実施	社会教育課	継続 * 3	(体験)
・まちづくりセンターを会場とした少年教育講座の開催	社会教育課	継続	(体験)

(4) 若者の職業的自立と就労支援

子ども・若者が将来、自立し社会で活躍するためには、就業し経済的基盤を築くことが重要です。経済的に自立していくことの重要性を学び、将来の生き方を考え、持続可能な社会を担う大人としての自覚を促していくことは大切です。

このため、発達段階に応じた勤労観・職業観を養う取組を推進するとともに、就労を希望する若者や学びながら働く若者、働きづらさを抱える若者を就労へ繋げる支援に努めます。

主な取組

取組	担当課	区分	第2章の課題
① 勤労観・職業観の育成			
・キャリア教育の推進（講師派遣、職場体験・就業体験の受入、自己理解・自己管理能力やキャリアプランニング能力の育成など）	多文化・男女共同 参画課 保育幼稚園課 学校教育課 中央図書館 富士市立高校	継続	(就労)
・学校におけるキャリア教育の支援	商業労政課	継続	(就労)
・キッズジョブの開催（様々な職業体験を通じた職業観・勤労観形成のための事業）	商業労政課	継続	(就労)
・マイスターものづくり教室の開催（卓越した技術・技能者であるふじマイスター「匠人」を講師とした講座）	商業労政課	継続	(体験) (就労)
・小学生図書館体験講座の開催（図書館の業務紹介や図書館利用の促進を目的とした事業）	中央図書館	継続	(体験) (就労)
・児童・生徒の図書館見学の受け入れ	中央図書館	継続	(就労)
② 就労の支援			
・ファミリーサポートセンター事業の実施（子育て世代の育児負担を軽減）	こども未来課	継続	(就労)
・富士市子育て短期支援事業の実施（緊急一時的に児童養護施設等において一定期間の保護等を行う事業）	こども家庭課	継続	(就労)
・働きづらさを抱える人に対する就労支援（ユニバーサル就労）	生活支援課	追加 * 4	(就労)
・就職面接会、企業ガイダンスの開催及び開催の支援	商業労政課	継続	(就労)
・就職支援情報の周知（就労支援機関からの情報提供など）	商業労政課	継続	(就労)

2 子ども・若者と共に育ち合う地域（まち）づくりの推進 [基本的な柱2]

(1) 家庭の教育力の向上

家庭における教育は、すべての教育の出発点であり、子どもは、家庭での触れ合いや生活体験を通して、生きる力を身につけるとともに様々な能力や意欲を培っていきます。

しかし、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域とのつながりの希薄化等により、身近で気軽に子育ての情報に触れたり、相談できたりする環境が少なくなっているため、子育てに不安や負担を感じている保護者、子どもの養育の仕方が分からない保護者への対応が重要となります。

このため、子育て講演会や家庭教育講座の開催などを通して、保護者が安心して子育てができるよう家庭教育の支援を推進します。

主な取組

取組	担当課	区分	第2章の 課題
① 家庭教育への支援			
・1歳から3歳の子どもを持つ母親を対象にした子育て支援講座の開催	こども未来課 こども家庭課	継続	(教育)
・「はぐくむF U J I」オフィシャルサポーター認定制度	こども未来課	追加	(教育)
・産後ケア事業（日帰り型・訪問型）	こども未来課	追加	(教育)
・未就園児・保護者を対象にした子育て支援（子育て広場「みみちゃん教室」地域子育て支援事業「あそぼう会」「出前保育」）	保育幼稚園課	継続	(教育)
・まちづくりセンターを会場とした家庭教育講座の開催	社会教育課	継続	(教育)
・静岡県人づくり推進員への活動支援	社会教育課	継続	(教育)
・小中学校の新入学生の保護者を対象にした子育て講演会の開催	社会教育課	継続 * 5	(教育)
・青少年への接し方を学ぶカウンセリング講座の開催	青少年相談センター	継続	(教育)
・本はともだち子どもまつり、ブックスタートふじ事業、セカンドブックふじ事業の推進	中央図書館	継続	(教育)

(2) 地域の教育力の向上

地域は、家庭や学校とは異なる人間関係や居場所の提供など、子ども・若者の健やかな成長に重要な役割を有していることから、地域社会と家庭、学校等が互いを理解し支え合う、持続可能な連携・協働関係の確立が求められています。

このため、青少年声掛け運動など、地域の参画を得た取組を進めるとともに、子ども・若者が地域社会と関わる機会を多く得ることができるよう子ども会やボーイスカウト、ガールスカウト、NPO法人などといった青少年健全育成団体の活動を支援します。

また、地域における青少年リーダーや青少年指導者の育成に努めます。

主な取組

取組	担当課	区分	第2章の課題
① 地域力の強化			
・まちづくり推進事業の支援	まちづくり課	継続	(教育)
・児童館の運営	こども未来課	継続	(教育)
・PTA活動への支援	保育幼稚園課 学務課	継続	(教育)
・こどもエコクラブ活動の支援	環境総務課	継続	(教育)
・ふれあい協力員の活動の充実(ふれあい協力員制度推進員によるコーディネート力の育成など)	学校教育課	継続	(教育)
・青少年声掛け運動の推進	社会教育課	継続	(教育)
・青少年健全育成を図る団体活動への支援(子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、NPO法人等)	こども未来課 社会教育課	継続	(団体)
・子どもが本と出会い、読書の楽しさ、大切さを学ぶための活動支援(読み聞かせボランティア養成講座の開催など)	中央図書館	継続	(教育) (団体)
② 子ども・若者を見守る地域(まち)づくり			
・各地区まちづくり協議会(安全部会等)の見守り活動	まちづくり課	継続	(教育)
・防犯活動の推進(防犯教室・「富士市防犯まちづくり講演会」の実施、地区安全会議の活動支援「子どもの安全を守る市民行動の日」の呼びかけなど)	市民安全課	継続	(教育)
・交通安全への取り組みの推進(新入学児童への入学おめでとうキャンペーンや「交通安全リーダーと語る会」への参加、高校生自転車マナーアップキャンペーンなど)	市民安全課	継続	(教育)
・放課後児童クラブの運営	こども未来課	継続	(教育)
③ 青少年リーダー・青少年指導者の育成			
・子ども会活動の担い手となるジュニアリーダー(中学生、高校生)・インリーダー(小学生)の養成	社会教育課	継続	(教育) (団体)
・青少年育成ボランティア養成講座の開催	社会教育課	継続	(教育)
・静岡県青少年指導者級別認定事業の実施(キズナ無限∞の島、ししどて学級など)	社会教育課	継続 * 6	(教育)

3 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援 [基本的な柱3]

第2章③「子ども・若者の抱える困難」の11項目の課題に対応した符号をつけ、主な取組一覧の右欄に示します。

- (1) ニート…(ニ) (2) ひきこもり…(ひ) (3) 不登校・中途退学…(不)
 (4) 非行…(非) (5) いじめ…(い) (6) 特別支援…(特)
 (7) 児童虐待…(虐) (8) 貧困…(貧) (9) 外国人…(外)
 (10) 自殺…(自) (11) ヤングケアラー…(ヤ) (全) 全部が該当している場合…(全)

(1) 支援ネットワークの形成

ニートやひきこもり・不登校等の困難を抱える子ども・若者の問題は、教育や医療、福祉、雇用などの様々な分野にわたり、問題が複雑に絡み合っていることが多いため、単一の機関だけでは対応が困難であり、様々な機関がネットワークを形成することにより、早期の問題発見や、個々の課題に応じた支援機関へ繋げる必要があります。

このため、本市では「富士市子ども・若者支援協議会」や「青少年対策関係機関連絡会」において、国や県などの関係機関等と広く連携を図るとともに、困難を抱える子ども・若者を地域社会全体で支援するため、子ども・若者が抱える問題についての理解者を増やすことを目的とした「若者応援サポーター養成講座」などの取組を進めます。

さらに、障害のある子ども・若者が地域の一員として心豊かに地域生活を送ることができるよう、地域の理解と協力を得ながら「ふじし障害者プラン」に基づく施策を推進します。

主な取組

取組	担当課	区分	第2章の課題
①ネットワークによる支援			
・富士圏域自立支援協議会子ども部会及び富士市自立支援協議会子ども部会への参加	障害福祉課	継続	(特)
・富士市要保護児童対策地域協議会の運営	子ども家庭課	継続	(虐)(ヤ)
・子どもの未来サポートプラン推進委員会の開催	子ども家庭課	追加	(貧)
・ヤングケアラーを含む、サポートが必要な児童生徒の分野横断的な支援の調整	子ども家庭課	追加	(虐)(ヤ)
・不登校等児童生徒対策連絡会・不登校等児童生徒対策研修会の開催	学校教育課 青少年相談センター	継続	(不)
・スクールソーシャルワーカー ²⁸ の配置	学校教育課	継続	(全)
・スクールソーシャルワーカー・生徒指導アドバイザー連絡会議の開催	学校教育課	継続	(全)
・各学校のホームページにて「いじめ対策基本方針」を掲載	学校教育課	追加	(い)
・青少年対策関係機関連絡会の開催	青少年相談センター	継続	(非)
・富士市子ども・若者支援協議会の運営	青少年相談センター	継続	(ニ)(ひ)

²⁸ スクールソーシャルワーカー：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉の視点から問題を抱えた児童生徒に対する指導や、関係機関とのネットワークの構築、連携、調整等、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけながら支援をする。

・ 困難を抱える若者と青少年育成団体との交流の支援	青少年相談センター	継続	(ニ)(ひ)
・ 富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会の開催	青少年相談センター	継続	(全)
②地域社会による支援（発見から誘導、相談に繋げる仕組みづくり）			
・ 民生委員・児童委員による相談・支援	福祉総務課	継続	(虐)(貧)
・ 困難を抱える子ども・若者の支援に関するサポーター養成講座の開催	青少年相談センター	継続 * 7	(ニ)(ひ)
・ 中学3年生への若者相談窓口「ココ☆カラ」 ²⁹ PRカードの配布	青少年相談センター	追加	(ニ)(ひ)

(2) 相談体制の充実

ニート、ひきこもり、不登校、いじめ、ヤングケアラー等、困難を抱える子ども・若者とその家族が、家庭や学校、社会生活において、様々な悩みや不安を持ちながらも、それが困難を抱えていると気づかない、また相談場所がわからないなど、相談にたどり着けないケース、事柄も多くあります。

このため、困難を抱える子ども・若者とその家族ができるだけ早く相談・支援機関にたどり着けるよう、「子ども・若者のための相談機関マップ」³⁰などを作成配布し、各種相談窓口に関する積極的な情報の提供に努めます。

また、本計画の対象年齢を超えた方に対しても、関係各課と連携し切れ目のない支援を行います。

主な取組

取組	担当課	区分	第2章の課題
①相談体制の充実			
・ユニバーサル就労支援センターにおける、生活困窮やひきこもり等に対する相談支援、アウトリーチ、関係機関との連携	生活支援課	追加	(ひ)(貧)
・障害や障害の疑いのある人やその保護者等を対象にした福祉相談、相談支援事業所による相談	障害福祉課	継続	(特)
・精神障害者相談員による「こころを病む人の家族のための電話相談」	障害福祉課	継続	(自)
・知的障害者相談員による在宅者への訪問支援	障害福祉課	継続	(特)
・家庭児童相談室（育児、家庭における人間関係等の相談）	こども家庭課	継続	(全)
・ストレス相談事業の実施（仕事や人間関係等のストレスに対する相談事業）	健康政策課	継続	(自)
・いじめや不登校等、学齢期特有の悩みに対する相談体制の強化と心理的支援	学校教育課	継続	(不)(い)

²⁹ 若者相談窓口「ココ☆カラ」：ニートやひきこもり、不登校等社会にうまく適応できない若者を支援するため、相談業務や各種連携機関への紹介、家族会、居場所づくり事業などを定期的実施する富士市の取組事業

³⁰ 子ども・若者のための相談機関マップ：ニートやひきこもり、不登校等の困難を抱える子ども・若者の支援に関わっている機関や団体を紹介しているパンフレット

・特別支援教育の充実（発達障害や特別支援教育に関する学校や保護者に対しての相談体制の強化と心理的支援）	学校教育課	継続	（特）
・外国人児童生徒支援事業（指導員の配置、国際教室での学習支援）	学校教育課	継続	（外）
・年3回のいじめ状況アンケート、年2回の個別教育相談実施	学校教育課	追加	（い）
・PTA総会等でいじめのリーフレット配布	学校教育課	追加	（い）
・ヤングケアラーに対する理解を促進するため、各学校へ保護者等を対象とした講座開催の働きかけ	学校教育課	新規	（ヤ）
・教育相談アンケートを通じた児童生徒の生活状況等の把握	学校教育課 富士市立高校	追加	（虐）（ヤ）
・不安を抱える青少年や保護者を対象にした相談事業の実施（面接、電話、メール）	青少年相談センター	継続	（全）
・不登校で悩みを抱える保護者を対象にした保護者教室の開催	青少年相談センター	継続	（不）
・若者相談窓口「ココ☆カラ」における、ニートやひきこもり、不登校等困難を抱える若者とその家族の面接相談、電話相談、アウトリーチ、伴走型の支援と関係機関との連携	青少年相談センター	継続 * 8	（ニ）（ひ） （外）
・相談・支援機関情報の提供（子ども・若者のための相談機関マップの活用）	青少年相談センター	継続	（全）
・ニートやひきこもり、不登校等の悩みに個別に応じる合同相談会の開催	青少年相談センター	追加	（全）
・社会生活を営む上で困難を抱える若者の家族会の開催	青少年相談センター	追加	（ニ）（ひ）

（3）困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援

困難を抱える子ども・若者には、同じ思いを共有できる仲間や寄り添ってくれる理解者がいるなど、安心できる居場所の確保が必要です。また、自分の居場所を見つけ、社会に慣れ、就労へと進むなど日常生活の自立から経済的自立へ至る支援が必要です。

そのため、学校に行きづらい児童生徒には「ステップスクール・ふじ」が、また生きづらさを抱えた若者には、若者相談窓口「ココ☆カラ」が主体となって、子ども・若者が安心できる居場所づくりの推進を図ります。

また、経済的困難な状況にある子ども・若者の将来の自立に向け、教育等に係る経済的負担の軽減を図る取組を進めます。

主な取組

取組	担当課	区分	第2章の課題
①居場所づくりの推進			
・居場所づくり支援を実施している市民活動団体への支援	こども未来課	継続	（ひ）（不）
・若者を対象とした居場所の提供	青少年相談センター	継続 * 9	（ニ）（ひ） （外）
・「ステップスクール・ふじ」の運営	青少年相談センター	継続	（不）

②進学や就労に向けた支援				
	・学習サポートセンター、夏休み外国人児童学習サポート教室の開催（外国人児童を対象にした宿題、書き取り、算数ドリル等の学習支援）	多文化・男女共同 参画課	継続	(外)
	・外国人児童生徒と保護者を対象にした進学ガイダンス及び保護者懇談会の開催	多文化・男女共同 参画課	継続	(外)
	・ひらがなたまごクラスの開催（5～6歳の外国人の子どもを対象にした平仮名の読み書き支援）	多文化・男女共同 参画課	継続	(外)
	・「ジャンプアップスクール・ふじ」の開催（高校の通信課程で学習する青少年の学習支援）	社会教育課	継続	(不)
	・若者相談窓口「ココ☆カラ」による就労支援機関との連携	青少年相談センター	継続	(ニ)(ひ)
③経済的負担の軽減				
	・生活困窮世帯等の中学生に対し、高校進学及び中退防止を目的とする学習支援（子どもの学習・生活支援事業）	生活支援課	継続	(貧)
	・生活困窮世帯等で、発達障害等により、不登校や登校渋りを抱える児童生徒に対する学習支援（子どもの学習・生活支援事業）	生活支援課	追加	(貧)
	・学習支援事業に参加した経験のある高校生からサポーターを募集し、行事等への協力を得るとともに、学校や家庭における悩みの相談等に応じる（子どもの学習・生活支援事業）	生活支援課	追加	(貧)
	・ひとり親家庭等児童入学祝金の支給（小学校又は中学校に入学する児童の保護者に対して、入学祝金を支給）	こども家庭課	継続	(貧)
	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	こども家庭課	追加	(貧)
	・経済的な理由などから子どもの義務教育に支障がある保護者に対する学用品費・給食費・医療費などの支援	学務課	継続	(貧)
	・経済的な理由により高等学校等への進学が難しい生徒を対象にした奨学金給付及び紹介	学務課	継続	(貧)

(4) 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

情報化社会が進展し、様々な情報がすぐに入手できるなど便利になった一方、インターネットやSNSに起因する有害情報や虚偽情報の拡散、また薬物乱用など興味本位の行動から犯罪に巻き込まれるケースも少なくありません。

子ども・若者を取り巻く社会環境は、成長過程にある子ども・若者の人格形成に大きく影響を及ぼすことから、薬物の乱用防止や携帯電話等の安全利用の啓発などを図るなど、地域社会が一体となって有害な環境から子ども・若者を守る環境づくりを推進します。

主な取組

取組	担当課	区分	第2章の 課題
①有害環境対策の推進			
・薬物乱用防止啓発事業等の実施（パンフレットの配布、薬物乱用防止市民大会、薬学講座等）	市民安全課 学校教育課	継続	(非)
・携帯電話等の情報通信機器の安全利用の啓発（リーフレットの作成など）	学校教育課	継続	(非)
・青少年指導委員等による街頭補導の実施	青少年相談センター	継続 *10	(非)
・有害図書販売店等への立ち入り調査による指導改善	青少年相談センター	継続	(非)

第4章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたっては、福祉、更生保護、雇用等の関係機関等で構成する「富士市子ども・若者支援協議会」と計画の進捗状況に関する情報を共有し、施策・事業の円滑な実施に向けた意見をいただきながら、庁内各課の連携により着実に計画を推進します。また、市民に対してはウェブサイトなどにより、計画の進捗状況や評価、改善の内容等を公開し、子ども・若者育成支援に関する広報啓発に努めます。

その他、青少年の指導、育成等に関する総合的施策の適切な実施のために設置されている「富士市青少年問題協議会」にも本計画の進捗状況や課題を報告し、子ども・若者への対応についての情報を共有していきます。

2 進行管理

計画の着実な推進のためには「課題」「目標」「施策」に一連のつながりをもたせることが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、計画（Plan）を実施する（Do）ことはもちろん、目標設定や取組内容を適切に評価（Check）し、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。

進行管理に当たっては、「富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会」において施策の進捗状況の確認を行うとともに、その結果を「富士市子ども・若者支援協議会」に報告し、本計画の検証に努めていきます。

3 指標

基本的な柱	基本的な施策の方向	指標番号	指標【担当課】	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)	算出方法
1 子ども・若者の健やかな成長と自立	(1) 子ども・若者の自己形成への支援	*1	「授業がわかる」と回答した児童・生徒の割合【学校教育課】	小学生 91.3% 中学生 84.7%	小学生 95.0% 中学生 85.0%	小学5年生、中学2年生アンケート調査(静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」の実施状況等に関する年度末調査)
	(2) 社会の変化に対応できる力の育成	*2	消費者教育授業の開催校数【市民安全課】	15校	17校	消費者教育授業の年間開催校数(市内中学校)
	(3) 子ども・若者の自立を育む多様な交流の推進	*3	青少年体験交流事業の満足度【社会教育課】	92.4%	100%	青少年体験交流事業参加者へのアンケート調査
	(4) 若者の職業的自立と就労支援	*4	ユニバーサル就労新規支援対象者数【生活支援課】	209人	300人	年間のユニバーサル就労新規支援対象者数
2 子ども・若者と共育地域(まち)づくりの推進	(1) 家庭の教育力の向上	*5	子育て講演会参加者の満足度【社会教育課】	83.3%	90%	子育て講演会参加者へのアンケート調査による満足度
	(2) 地域の教育力の向上	*6	青少年指導者中級認定者数【社会教育課】	事業中止の為0人	20人	主催事業等により取得した静岡県青少年指導者級別認定事業における年間中級認定者数
3 困難を抱える子ども・若者とその家族への支援	(1) 支援ネットワークの形成	*7	サポーター養成講座の参加者数【青少年相談センター】	27人	50人	サポーター養成講座の年間参加者数
	(2) 相談体制の充実	*8	若者相談窓口における相談件数【青少年相談センター】	1,219件	1,300件	若者相談窓口「ココ☆カラ」の年間相談件数
	(3) 困難を抱える子ども・若者の自立に向けた支援	*9	若者相談窓口における居場所利用件数【青少年相談センター】	2,599件	2,700件	若者相談窓口「ココ☆カラ」の年間居場所利用件数
	(4) 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化	*10	青少年指導委員会による街頭補導開催数【青少年相談センター】	571件	696件	青少年指導委員会による街頭補導の年間開催数

*3の現状値は「キズナ無限∞の島事業」「富士市・零石町少年交流事業」がコロナ禍により中止となったため「ししどて学級」の満足度のみ記載

資料編

1 前計画の取組状況と成果

指標一覧

基本的な柱	指標番号	指標【担当課】	実績値 (平成27年度)	実績値 (平成28年度)	実績値 (平成29年度)	実績値 (平成30年度)	実績値 (令和1年度)	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和2年度)	算出方法
1 子ども・若者の健やかな成長と自立	*1	「授業がわかる」と回答した児童・生徒の割合 【学校教育課】	小学生87.3% 中学生66.5%	小学生89.0% 中学生80.5%	小学生89.0% 中学生64.9%	小学生88.3% 中学生80.5%	小学生87.9% 中学生85.8%	小学生91.3% 中学生84.7%	小学生94.4% 中学生82.0%	小学5年生、中学2年生アンケート調査(静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」の実施状況等に関する年度末調査)
	*2	青少年体験交流事業の満足度 【社会教育課】	91.9%	98.6%	99.2%	85.5%	94.0%	※2	95.0%	キズナ無限∞の島、韋石町青少年交流事業の参加者のうち「大変良かった」「良かった」と回答した割合
2 子ども・若者と共に育ち合う地域(まち)づくりの推進	*3	子育て講演会参加者の満足度 【社会教育課】	77.3%	75.6%	75.6%	79.4%	82.5%	83.3%	90.0%	子育て講演会参加者の内「とても良かった」「良かった」と回答した割合
	*4	青少年声掛け運動賛同者累計 【社会教育課】	19,876人	20,167人	20,660人	21,752人	22,128人	22,293人	22,000人(累計)	静岡県教育委員会が実施している「地域の青少年声掛け運動」の賛同者数
	*5	青少年指導者中級認定者数 【社会教育課】	272人(累計)	349人(累計)	386人	405人	445人	451人	300人(累計)	静岡県青少年指導者級別認定事業における中級取得者数
	*6	放課後児童クラブ受入児童数 【こども未来課】	2,005人	2,184人	2,482人	2,913人	2,806人	2,803人	2,146人※1	放課後児童クラブで受け入れている児童の数
3 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	*7	困難を抱える子ども・若者の支援に関する講習会参加延べ人数 【青少年相談センター】	78人	97人	157人	211人	262人	289人	120人(累計)	講習会への参加人数(計画期間内の実人数の累計)
	*8	富士市若者相談窓口における面談件数 【青少年相談センター】	159件	131件	141件	134件	115件	98件	30件/月	新規相談件数(年間)
※1 富士市子ども・子育て支援事業計画の参考値										
※2 コロナ禍のため事業実施なし										

前計画の評価と実績

◎基本的な柱1 「子ども・若者の健やかな成長と自立」

【指標番号1】 「授業がわかる」と回答した児童・生徒の割合

小学生は目標値に届かなかったものの、中学生は目標値を上回ったことから、事業については概ね計画通り取組ができたものと評価されます。

【指標番号2】 青少年体験交流事業の満足度

令和2年度は、コロナ禍のため事業を実施できなかったが、令和元年度では、概ね目標値の水準であることから、事業については概ね計画通り取組ができたものと評価されます。

◎基本的な柱2 「子ども・若者と共に育ち合う地域(まち)づくりの推進」

【指標番号3】 子育て講演会参加者の満足度

満足度は目標値に届かなかったものの、計画当初の実績値に比して高い水準であることから、事業については概ね計画通り取組ができたものと評価されます。

【指標番号4】 青少年声掛け運動賛同者累計

賛同者の累計は目標値を超えたことから、事業については計画通り取組ができたものと評価されます。

【指標番号5】 青少年指導者中級認定者数

認定者数は目標値を大きく超えたことから、事業については計画通り取組ができたものと評価されます。

【指標番号6】 放課後児童クラブ受入児童数

受入児童数は目標値を超えたことから、事業については計画通り取組ができたものと評価されます。

◎基本的な柱3 「困難を抱える子ども・若者やその家族への支援」

【指標番号7】 困難を抱える子ども・若者の支援に関する講習会参加延べ人数

講習会参加延べ人数は目標値を超えたことから、事業については計画通り取組ができたものと評価されます。

【指標番号8】 富士市若者相談窓口における面談件数

本計画策定時、若者相談窓口「ココ☆カラ」が開設前であったこと、また、ユニバーサル就労支援センター開設に伴い、就労関係の相談を同センターが担うこととなったことから、目標件数に届いていません。

2 策定の経過

年 月 日	実施事項	内容
令和元年6月12日 ～7月2日	富士市の青少年健全育成に関する世論調査	市内在住の満18歳以上80歳未満の男女
令和2年1月30日	富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会（代表者及び担当者）	計画概略案及びスケジュール説明
令和3年1月13日	富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会（代表者及び担当者）	書面会議（計画の意見聴取）
令和3年2月4日	富士市子ども・若者支援協議会（代表者及び担当者）	書面会議（計画の意見聴取）
令和3年2月4日	富士市青少年問題協議会	計画の意見聴取
令和3年2月19日	富士市社会教育委員会議	書面会議（計画の意見聴取）
令和3年8月31日	富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会（代表者及び担当者） 富士市子ども・若者支援協議会（庁内代表者及び担当者）	書面会議（計画の意見聴取）
令和3年10月15日	富士市子ども・若者支援協議会（関係機関代表者及び担当者）	書面会議（計画の意見聴取）
令和4年11月19日	富士市教育委員会会議	計画の意見徴収
令和4年1月4日 ～2月4日	パブリックコメント	市役所等公共施設、富士市ウェブサイトにて計画案を公表
令和4年3月	富士市教育委員会会議	パブリックコメントを経た計画の報告

3 富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会

富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会 設置要領

(設置)

第1条 庁内の関係課等の密接な連携及び協力により、すべての子ども・若者の健やかな成長の支援や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を包括的に支援するため、富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・若者育成支援のための計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 子ども・若者の支援に係る情報交換及び庁内の連絡調整に関すること。
- (3) 子ども・若者の支援に係る調査及び分析に関すること。
- (4) 子ども・若者の支援に係る職員の研修に関すること。
- (5) 子ども・若者支援地域協議会の設置に関すること。
- (6) その他子ども・若者の支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は教育次長、副委員長は教育委員会社会教育課長、委員は別表第1に定める職にあるものをもって充てる。
- 3 委員長は、連絡会を総括する。

(会議)

第4条 連絡会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じて、関係者を出席させることができる。

(担当者会議)

第5条 第2条に掲げる所掌事項に関して必要な作業を行うため、連絡会に担当者会議を置く。

- 2 担当者会議のリーダーは、教育委員会青少年相談センター所長とし、サブリーダーは青少年相談センター統括主幹をもって充てる。
- 3 担当者会議の構成員は、前項に掲げるもののほか、別表第2に掲げる所属の職員を充てる。
- 4 担当者会議には、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会及び担当者会議の庶務は、教育委員会青少年相談センターで処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会の運営に関して必要な事項は、連絡会で協議し定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月20日から施行する。

別表第1（第3条関係）

市民部	まちづくり課長
市民部	市民安全課長
市民部	多文化・男女共同参画課長
市民部	スポーツ振興課長
福祉こども部	生活支援課長
福祉こども部	障害福祉課長
福祉こども部	こども未来課長
福祉こども部	こども家庭課長
福祉こども部	保育幼稚園課長
保健部	保健医療課長
保健部	健康政策課長
産業経済部	商業労政課長
教育委員会	教育総務課長
教育委員会	学校教育課長
教育委員会	中央図書館長
教育委員会	富士市立高校事務長

別表第2（第5条関係）

市民部	まちづくり課
市民部	市民安全課
市民部	多文化・男女共同参画課
市民部	スポーツ振興課
福祉こども部	生活支援課
福祉こども部	障害福祉課
福祉こども部	こども未来課
福祉こども部	こども家庭課
福祉こども部	保育幼稚園課
保健部	保健医療課
保健部	健康政策課
産業経済部	商業労政課
教育委員会	教育総務課
教育委員会	学校教育課
教育委員会	社会教育課
教育委員会	富士市立高校
教育委員会	中央図書館

令和3年度 富士市子ども・若者育成支援庁内連絡会 名簿

代表者会議			担当者会議		
委員長	教育次長	片田 等	リーダー	教育委員会 青少年相談センター 所長	山田馨
副委員長	教育委員会 社会教育課長	吉田和洋	サブ リーダー	教育委員会 青少年相談センター 統括主幹	赤池好之

	所属	代表者会議（課長）	担当者会議
		氏名	氏名
委員	市民部まちづくり課	笠井 洋一郎	山中 拓也
委員	市民部市民安全課	山縣 彦一	鈴木 茂典
委員	市民部多文化・男女共同参画課	後藤 憲司	渡邊 剛男
委員	市民部スポーツ振興課	杉山 幸宏	平野 真一
委員	福祉こども部生活支援課	白川 安俊	栗原 哲也
委員	福祉こども部障害福祉課	小川 洋二郎	大畠 康之
委員	福祉こども部こども未来課	本多 直人	伊藤 真也
委員	福祉こども部こども家庭課	沓澤 真弓	川島 理香
委員	福祉こども部保育幼稚園課	増田 晴美	斉藤 賢輔
委員	保健部保健医療課	稲葉 忍	岩間 美和子
委員	保健部健康政策課	渡邊 浩仁	新藤 千津子
委員	産業経済部商業労政課	小林 浩幸	後藤 彰広
委員	教育委員会教育総務課	味岡 俊雄	米田 一也
委員	教育委員会学校教育課	齊藤 隆裕	青木 宏年
委員	教育委員会社会教育課	—	木内 啓人
委員	教育委員会中央図書館	加藤 豊裕	高井 さとい
委員	教育委員会富士市立高校	青木 洋	渡邊 貴広

4 富士市子ども・若者支援協議会

○富士市子ども・若者支援協議会要綱

平成25年11月22日

教育委員会告示第12号

改正 平成27年3月20日教委告示第4号

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援（以下「子ども・若者支援」という。）の効果的かつ円滑な実施を図るため、富士市子ども・若者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・若者支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 子ども・若者支援の内容の協議に関すること。
- (3) 子ども・若者支援に必要な体制の整備に関すること。
- (4) 子ども・若者支援に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、教育次長を、副会長は、教育委員会事務局社会教育課長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、関係機関等において選出された者をもって構成する。

- 2 代表者会議は、協議会の基本的な運営方針その他協議会の目的を達成するために必要な事項について協議する。
- 3 代表者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(実務者会議及び個別ケース検討会議)

第7条 実務者会議は、関係機関等の子ども・若者支援に従事する者により構成し、子ども・若者支援の状況について進行管理、情報交換等を行う。

- 2 個別ケース検討会議は、実務者会議の構成員のうち事案ごとに関係する者により構成し、具体的な子ども・若者支援の方法その他必要な事項について協議する。

(協力の要請等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、前2条に規定する会議の構成員以外の者に対し、会議への出席その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(子ども・若者支援調整機関)

第9条 法第21条第1項の子ども・若者支援調整機関として教育委員会青少年相談センターを指定する。

(一部改正〔平成27年教委告示4号〕)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日教委告示第4号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

(一部改正〔平成27年教委告示4号〕)

区分	関係機関等
国及び地方公共団体の機関	福祉こども部福祉総務課 福祉こども部生活支援課 福祉こども部障害福祉課 福祉こども部こども家庭課 保健部健康政策課 産業経済部商業労政課 教育委員会事務局学校教育課 教育委員会事務局社会教育課 教育委員会青少年相談センター 富士公共職業安定所 静岡県富士児童相談所 静岡県富士健康福祉センター 富士警察署生活安全課
特定非営利活動法人その他の団体	社会福祉法人富士市社会福祉協議会

令和3年度 富士市子ども・若者支援協議会 名簿

	所 属	代表者会議	担当者会議
		役 職・氏名	役 職・氏名
会長	教育委員会	教育次長 片田 等	
副会長	教育委員会社会教育課	課長 吉田 和洋	統括主幹 木内 啓人
委員	富士公共職業安定所	所長 鈴木 和久	紹介係 伊崎 亮人
委員	静岡県富士児童相談所	所長 山田 昌彦	課長 奥澤 晶子
委員	静岡県富士健康福祉センター 福祉課	課長 山下 強志	班長 馬場 美康
委員	富士警察署生活安全課	課長 小高 義久	係長 川田 暁子
委員	社会福祉法人 富士市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長 石川 伸宏	主査 丸山 陽一
委員	福祉こども部福祉総務課	課長 春山 辰巳	統括主幹 深瀬 和幸
委員	福祉こども部生活支援課	課長 白川 安俊	主査 栗原 哲也
委員	福祉こども部障害福祉課	課長 小川 洋二郎	主査 大島 康之
委員	福祉こども部こども家庭課	課長 沓澤 真弓	主幹 川島 理香
委員	保健部健康政策課	課長 渡邊 浩仁	主査 新藤 千津子
委員	産業経済部商業労政課	課長 小林 浩幸	主幹 後藤 彰広
委員	教育委員会学校教育課	課長 齊藤 隆裕	指導主事 青木 宏年
委員	教育委員会青少年相談センター	所長 山田 馨	主査 芦澤 歩美

5 子ども・若者育成支援推進法

平成二十一年法律第七十一号

子ども・若者育成支援推進法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 子ども・若者育成支援施策（第七条—第十四条）

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援（第十五条—第二十五条）

第四章 子ども・若者育成支援推進本部（第二十六条—第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組（以下「子ども・若者育成支援」という。）について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策（以下「子ども・若者育成支援施策」という。）を推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。
- 四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。
- 五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。）の整備その他必要な配慮を行うこと。
- 六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。
- 七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応

じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱（以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。）を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応

じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることがで

きる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二次富士市子ども・若者育成支援計画
令和4年3月

発行：富士市教育委員会 社会教育課 青少年相談センター
住所：〒417-0024 静岡県富士市八代町1番1号 富士市教育プラザ
電話番号：0545-52-4152 FAX：0545-52-3737
Eメール：ky-soudan@div.city.fuji.shizuoka.jp

富士市行政資料登録番号
R 3 - 6 0